

第4次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン

素案

現時点での構成案であり、
今後の審議検討等により
変更の可能性があります。

令和2年10月時点

はじめに

目 次

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の経緯.....	9
2 計画策定の背景.....	9
3 和光市の統計からみえる現状.....	12
4 和光市男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要.....	19
5 数値目標の達成状況.....	26
6 第3次わこうプランでの取組と今後の課題.....	28

第 2 章 基本的な考え方

1 計画の目的.....	35
2 基本理念.....	35
3 計画の位置付け.....	36
4 計画の期間.....	36
5 計画の目標.....	36
6 計画における重点事項.....	37
7 計画の体系.....	38
8 計画の推進.....	40
9 計画の進行管理.....	40
10 SDGsとの関係.....	40

第 3 章 計画の内容

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり.....	43
基本目標2 配偶者等からの暴力の根絶.....	47
基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援.....	50
基本目標4 男女共同参画の推進体制強化と地域環境整備.....	54

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の経緯

和光市においては、平成 17 年(2005 年)4月1日に「和光市男女共同参画推進条例」を制定し、条例に基づいた計画として、平成 18 年(2006 年)に「第2次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン【改訂版】－男女共同参画社会の実現を目指して－」を策定して以降、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策・事業を展開してきました。

しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会習慣は根強く残っています。さらに、社会情勢の変化により、新たな課題も浮上しています。また、令和 2 年(2020 年)に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、平常時における固定的な性別役割分担意識を背景にした、ジェンダーに起因する社会課題を一層顕在化させました。

第3次計画の計画期間満了に伴い、これまでに生じた新たな課題に対応するとともに、これまで取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として、「第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン」を策定します。

2 計画策定の背景

(1)世界の動き

【「国連婦人の 10 年」と「女子差別撤廃条約」】

国連は、昭和 50 年(1975 年)を「国際婦人年」と設定し、昭和 51 年(1976 年)～昭和 60 年(1985 年)の 10 年間を、「平等・発展・平和」を目標とした「国連婦人の 10 年」と決めました。昭和 54 年(1979 年)には、国連総会において 130 か国の賛成により、「女子差別撤廃条約」を採択し、女性の地位向上に向けた取組を進めてきました。

【「北京宣言」と「北京行動綱領」】

平成 7 年(1995 年)には、北京会議(第4回世界女性会議)において、女性施策の指針として「北京宣言」と「北京行動綱領(BPA)」が採択され、BPAの 12 の重大問題領域である「人権」、「暴力」、「健康」、「ジェンダーの主流化」が政策目標となりました。

平成 27 年(2015 年)には、「北京宣言」と「北京行動綱領」の採択から 20 年目に当たることを記念し、第 59 回国連婦人の地位委員会(北京+20)が、「北京宣言及び行動綱領」と第 23 回国連特別総会「女性 2000 年会議」成果文書の実施状況及び評価を主要テーマに開催されました。

【「国連女性機関」(UN Women)】

平成 22 年(2010)年には、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」の設立が国連総会決議で採択され、翌年 1 月から「国連女性機関」(UN Women)が活動を開始しました。

令和元年(2019 年)には、「2020 年北京宣言と行動綱領 25 周年記念(北京+25)」として、様々な国際的な取組を行っています。

【「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の採択】

平成 27 年(2015)年に開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択されました。このアジェンダでは、17 の目標と 169 のターゲットから成る「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」(SDGs)が掲げられ、「誰一人取り残さない」社会の実現を理念としています。17 の目標の 5 番目には、「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」と謳われており、この計画と関わりが深い項目となっています。

【「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」の採択】

令和元年(2019 年)に、国際労働機関(ILO)によって、職場での暴力やハラスメントを全面的に禁止する初の国際条約が採択されました。

(2)国の動き

【「男女共同参画基本法」制定】

平成 11 年(1999 年)に、「男女共同参画基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現が「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置付けられ、国や地方公共団体、国民の責務が定められました。

【「男女共同参画基本計画」策定】

平成 12 年(2000 年)には、「男女共同参画基本法」に基づき、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、平成 17 年(2005 年)には、科学技術や防災などの分野を新たに加えた「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、平成 22 年(2010 年)には、あらゆる困難を抱える人への対応や、男性や子どもにとっての男女共同参画について盛り込まれた「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。平成 27 年(2015 年)には、防災・災害復興施策への男女共同参画の視点や、ワーク・ライフ・バランスの実現等について強調した「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

【「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)の成立】

平成 27 年(2015 年)には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が成立しました。令和元年度(2019 年度)に改正され、事業主行動計画の策定義務の範囲が拡大されました。

【グローバル・ジェンダー・ギャップ指数(GGI)】

世界経済フォーラムが平成 18 年(2006 年)以降毎年公表している、社会進出における男女格差を示す「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数」について、令和元年(2019 年)の日本のスコアは、政治分野や経済分野において女性の比率が低下したことなどから、153 か国中 121 位と低い順位となっています。

(3) 埼玉県動き

【「埼玉県男女共同参画推進条例」制定】

平成 12 年(2000 年)に、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」が制定されました。

【「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」策定と改定】

平成 14 年(2002 年)には、「埼玉県男女共同参画推進条例」に基づく初めての計画として、「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」が策定されました。

その後、平成 19 年(2007 年)に見直しを行い、「埼玉県男女共同参画推進プラン」が策定され、平成 29 年(2017 年)には、令和 3 年(2021 年)までを計画期間とした「埼玉県男女共同参画基本計画」が策定されました。

【男女共同参画関連の取組】

平成 14 年(2002 年)に、「男女共同参画推進センター(With You さいたま)」が開設されました。

また、平成 24 年(2012 年)には、埼玉県産業労働部に「ウーマノミクス課」が設置され、女性の活躍による経済の活性化を目標に掲げて、女性の就業支援や企業内保育所の整備促進などに取組む「埼玉版ウーマノミクスプロジェクト」が立ち上げられました。

(4) 和光市の動き

【「和光市男女共同参画推進条例」制定】

平成 17 年(2005 年)に、「和光市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画の担い手となる市、市民、事業者の責務を明らかにし、男女共同参画に関する基本的な施策等を定めました。

【「第 1 次和光市行動計画 男女共同参加型社会わこうプラン」策定と改定】

平成 3 年(1991 年)に、女性の抱える困難の解消に向けた総合的指針として、「第 1 次和光市行動計画 男女共同参加型社会わこうプラン」を策定しました。

その後、平成 13 年(2001 年)には、「第 2 次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン」を策定し、関係機関と連携しながら取組を進めました。

平成 18 年(2006 年)には、和光市男女共同参画推進条例に基づいた「第 2 次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン【改訂版】」を策定しました。

その後、平成 23 年(2011 年)には、「第 3 次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン」を策定し、平成 28 年(2016 年)には、中間見直しを行いました。

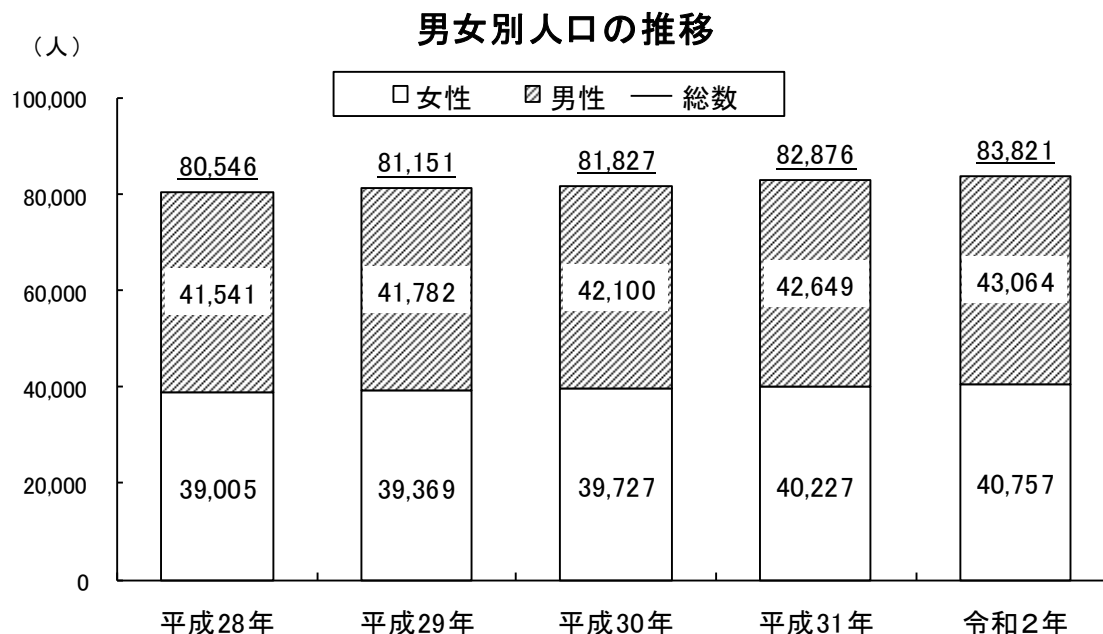
【「和光市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク(和光市DV対策ネットワーク)」】

平成 21 年(2009 年)には、「和光市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク(和光市DV対策ネットワーク)」を設置し、関係機関と連携しながら、ドメスティック・バイオレンスの防止と、その被害者の保護及び自立支援に関する対策を総合的に進めています。

3 和光市の統計からみえる現状

(1)人口の推移

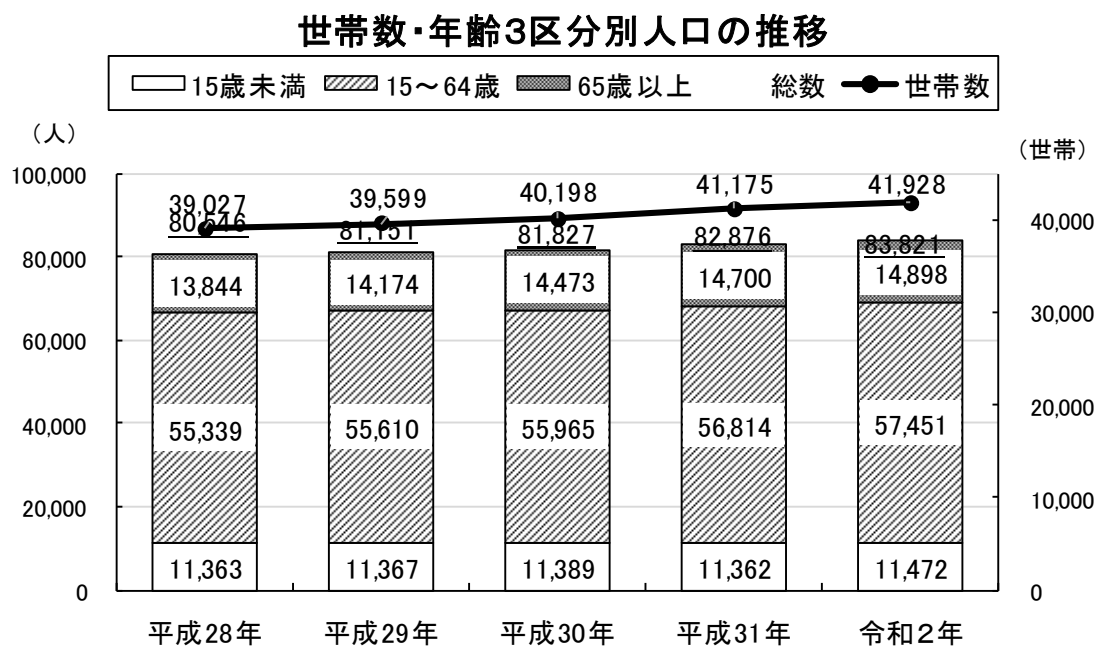
和光市の人口は、年々増加を続けていますが、人口に占める男女の比率はほぼ変化ありません。



資料：戸籍住民課（各年3月31日）

(2)世帯数・年齢3区分別人口の推移

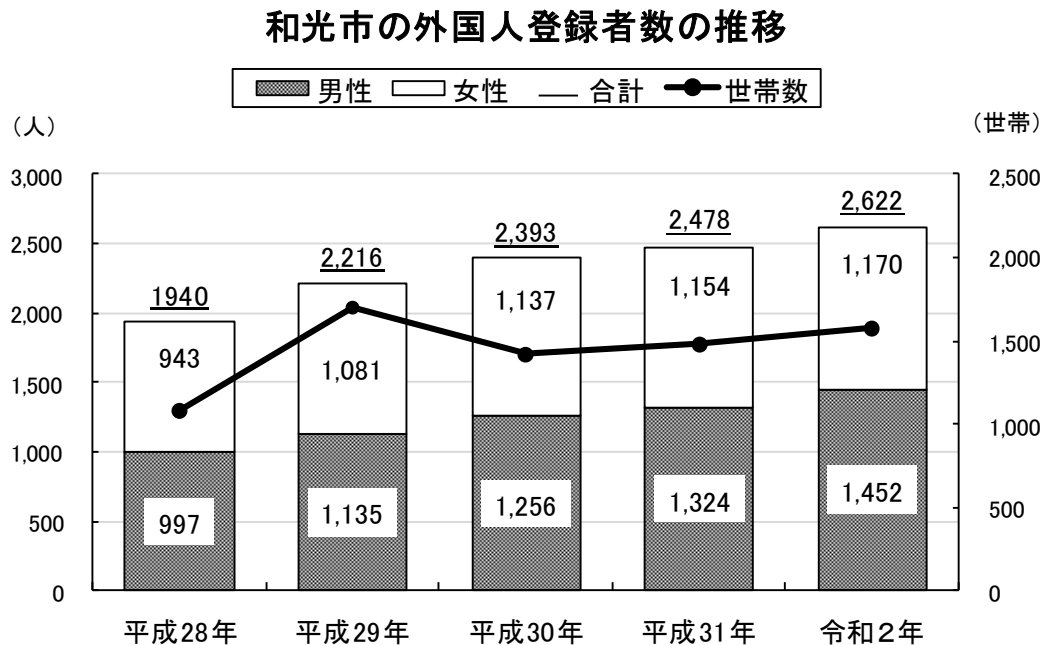
年齢3区分別では、令和2年(2020年)は平成28年(2016年)と比較して、15歳未満が109人の増加、15～64歳が2,112人の増加、65歳以上が1,054人の増加となっています。



資料：戸籍住民課（各年3月31日）

(3)和光市の外国人登録者数の推移

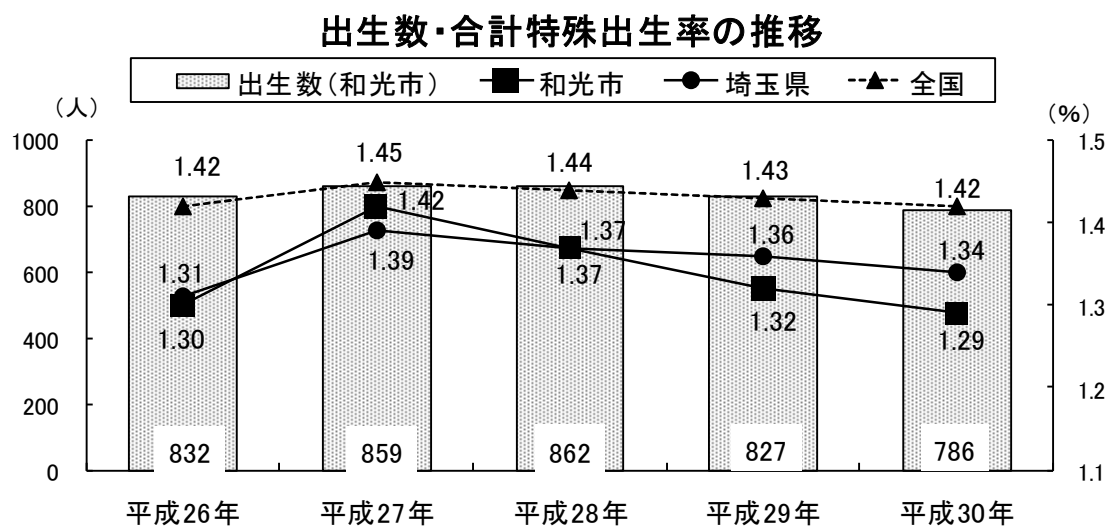
和光市の外国人登録者数は平成 29 年度(2017 年度)から増加傾向にあります。全体に占める割合は、毎年女性よりも男性の方が多くなっています。



資料：戸籍住民課(各年3月 31 日)

(4)出生数・合計特殊出生率の推移

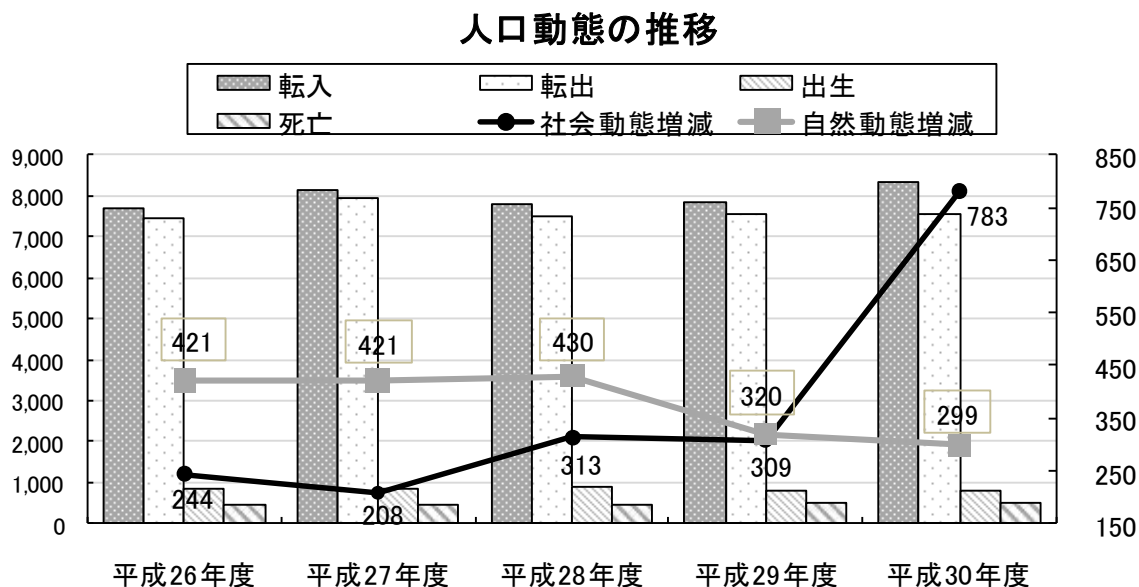
平成 30 年(2018 年)の和光市の出生数は、前年に比べて 41 人減少しています。合計特殊出生率は減少し、埼玉県より低くなっています。



資料：埼玉県の人口動態概況(埼玉県保健医療政策課)

(5)人口動態の推移

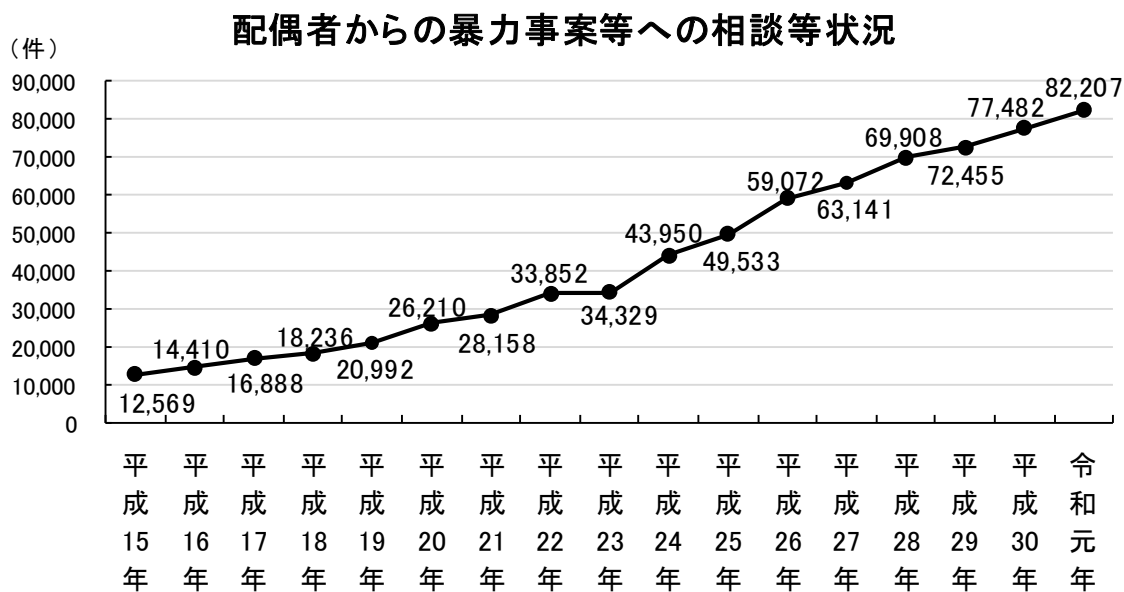
和光市の人口動態の原因のうち、転入・転出による社会動態増減は、平成 26 年度(2014 年度)以降増減を繰り返していましたが、平成 30 年度(2018 年度)は前年に比べて 474 増加しています。また、出生・死亡による自然動態増減は、平成 28 年度(2016 年度)までは増加を示しておりますが、平成 29 年度(2017 年度)より減少傾向となっております。



資料：統計わこう(戸籍住民課)

(6)配偶者からの暴力事案等の相談等状況

警察庁による調査では、配偶者から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談受理件数は、配偶者暴力防止法の施行以来増加し続けています。



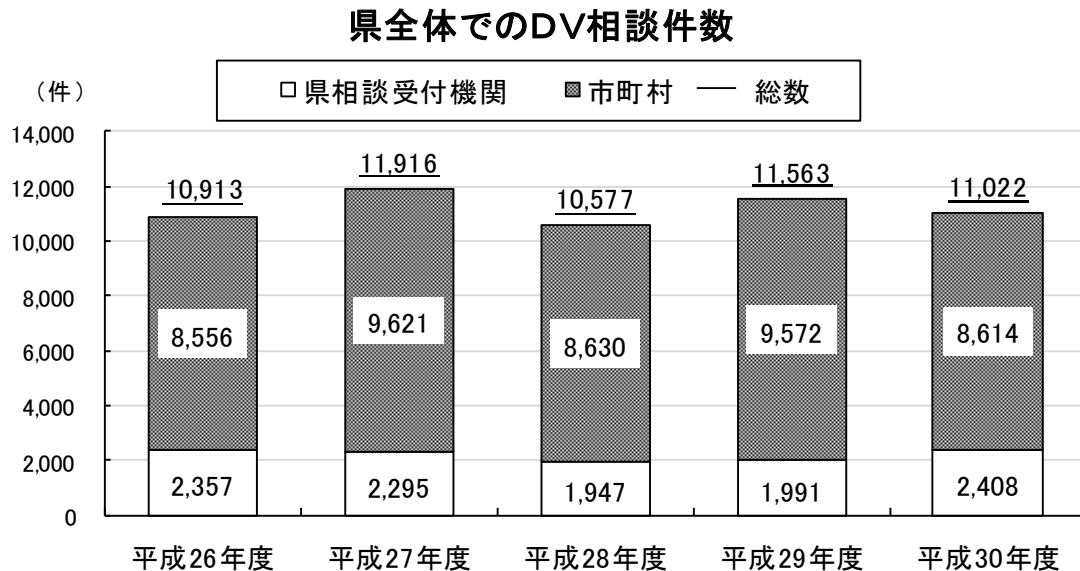
資料：警視庁

注1)配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

注2)法改正を受け、平成 16 年(2004 年)12 月 2 日施行以降、離婚後に引き続き暴力等を受けた事案について、平成 20 年(2008 年)1 月 11 日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案について、また、平成 26 年(2014 年)1 月 3 日以降、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上

(7)埼玉県全体でのDV相談件数

埼玉県全体のDV相談件数は、平成28年度(2016年度)に相談件数が減り、平成29年度(2017年度)は前年に比べ増加しましたが、平成30年度(2018年度)は再び前年に比べて541件減少しました。平成30年度(2018年度)ではそのうちの約78%が市町村での相談受付となっており、DV相談の件数が増え続ける中、DV相談における市町村の役割の大きさがうかがえます。

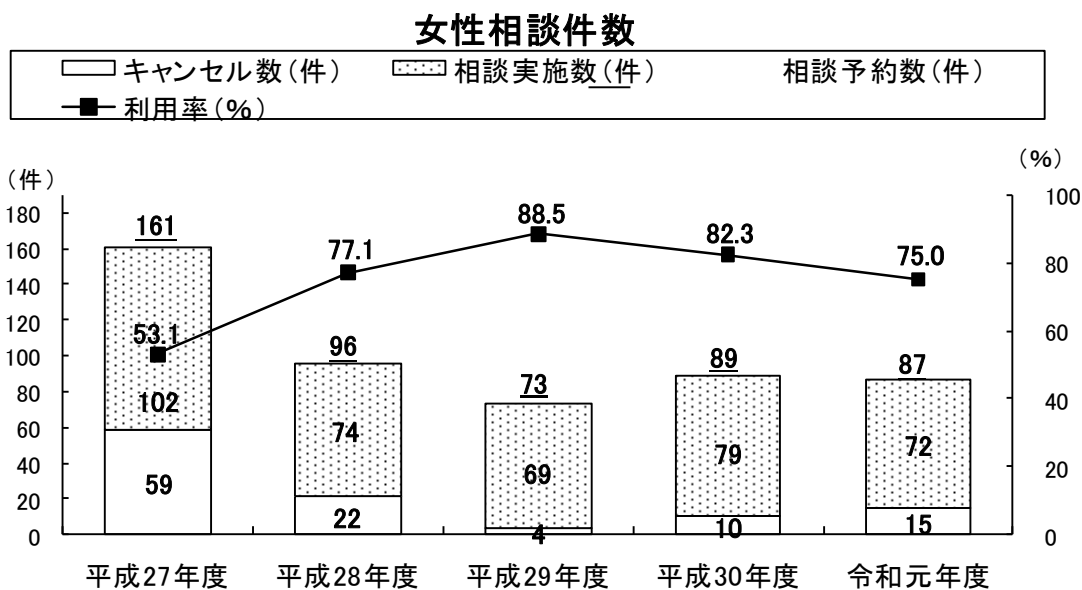


資料：埼玉県DV防止基本計画(埼玉県男女共同参画課)

(8)和光市での女性相談件数

和光市では、女性の様々な悩みに対応するため、毎月第2、4火曜日に専門の女性カウンセラーによる女性相談を開設しています。

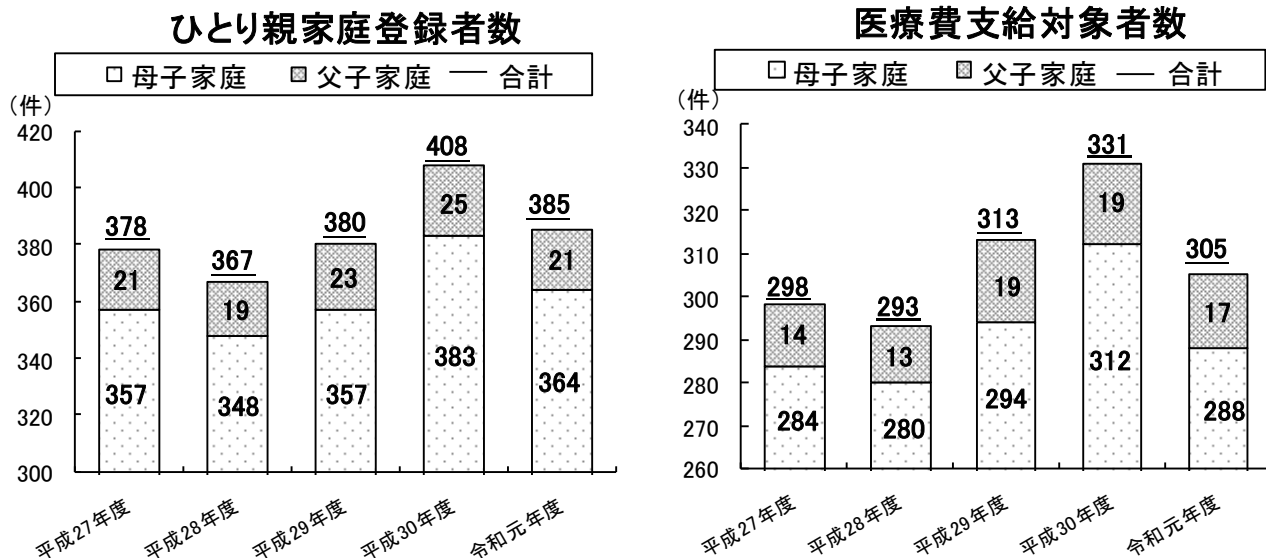
女性相談の実施件数は、平成28年度(2016年度)から100件を下回っています。



資料：市民活動推進課

(9)ひとり親家庭登録者数・医療費給付対象者数

令和元年度(2019年度)の和光市のひとり親家庭制度の登録者数は、前年に比べ23人の減少となっています。また、ひとり親家庭等医療費助成制度の対象者数についても、前年に比べて26人の減少となっています。いずれも、父子家庭よりも母子家庭の方が大きく減少しています。



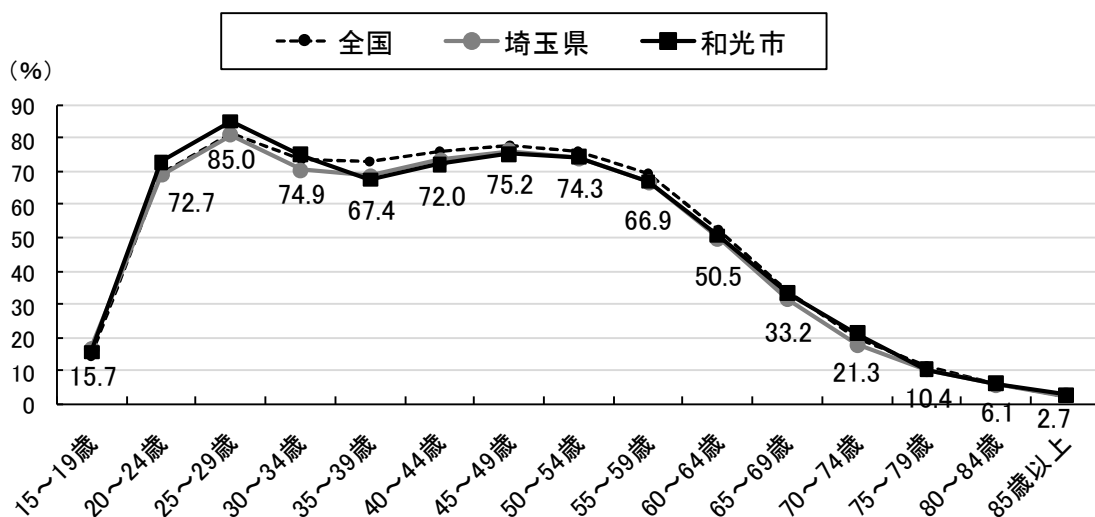
資料：ネウボラ課(3月31日現在)

(10)女性の年齢階級別労働力率

日本の女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという「M字カーブ」を描く傾向にありましたが、近年そのカーブは以前に比べて浅くなってきています。また、M字カーブの底となる年齢階級も上昇してきています。これは、結婚・出産期に働く(又は働く意思を持つ)女性が増えてきており、また、結婚・出産期に当たる年齢階級が上昇してきていることを示しています。

和光市においてもM字カーブは浅くなってきていますが、M字カーブの底に当たる年齢階級(35～39歳)での労働力率は67.4%と、全国の同年齢階級での労働力率72.7%に比べて約5%低くなっています。

女性の年齢階級別労働力率(平成27年度)

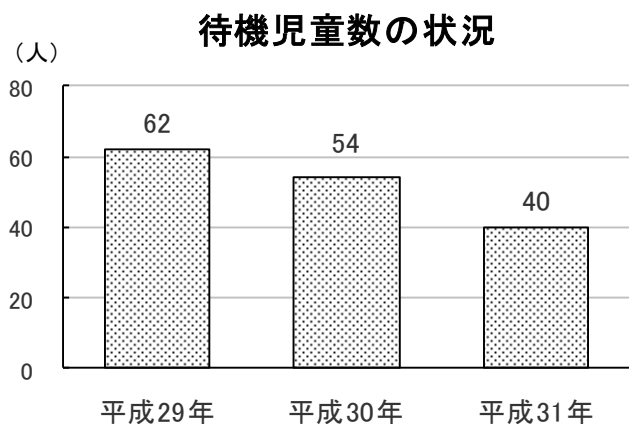
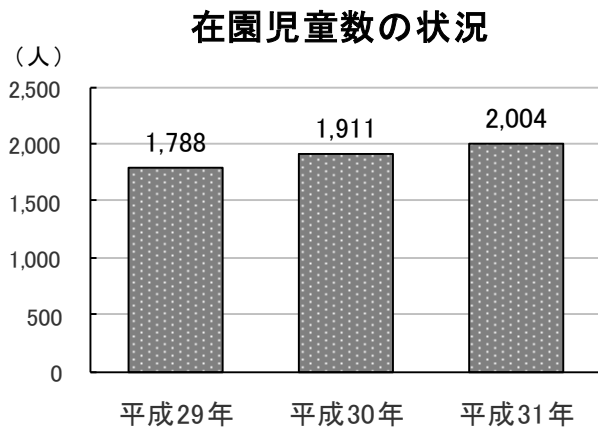


資料：総務省統計局(国勢調査)

(11)在園児童数・待機児童数の状況

和光市内の保育園は、平成27年度(2015年度)から開始した「子ども・子育て支援新制度」により、令和元年度も待機児童解消に向けた基盤整備が続いています。

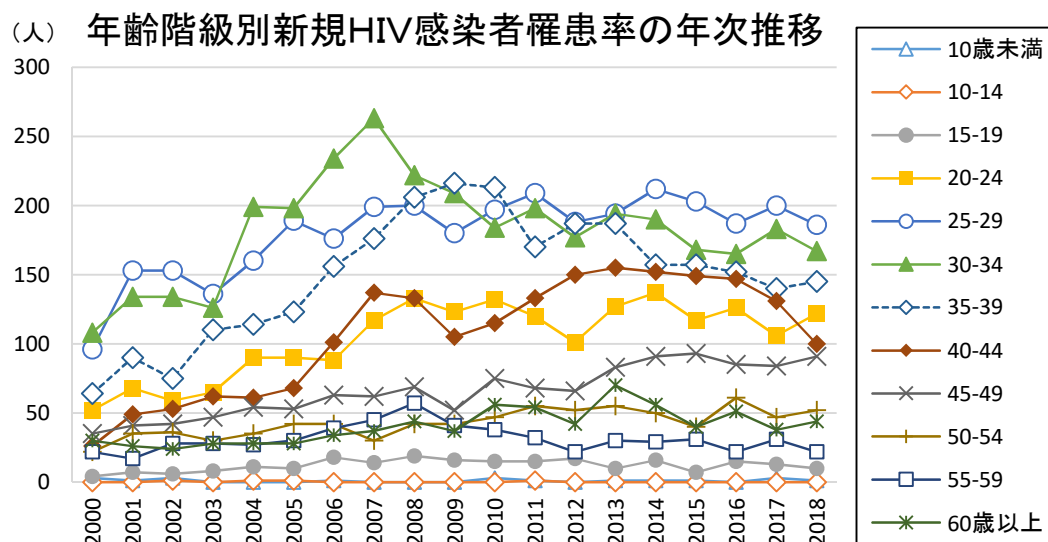
平成31年(2019年)4月には、保育園等の整備を行いました。これにより、平成31年(2019年)4月の市内保育園の在園児童数は、前年に引き続き増加しており、待機児童数は前年に比べ14人減少しています。



資料：保育サポート課(各年4月1日現在)

(12)年齢階級別新規 HIV 感染者罹患率の年次推移

厚生労働省エイズ動向委員会によると、年齢階級別の新規HIV感染者の罹患率では、年齢階級別の新規HIV感染者の罹患率では、25-34歳に占める割合が高い傾向が続いています。

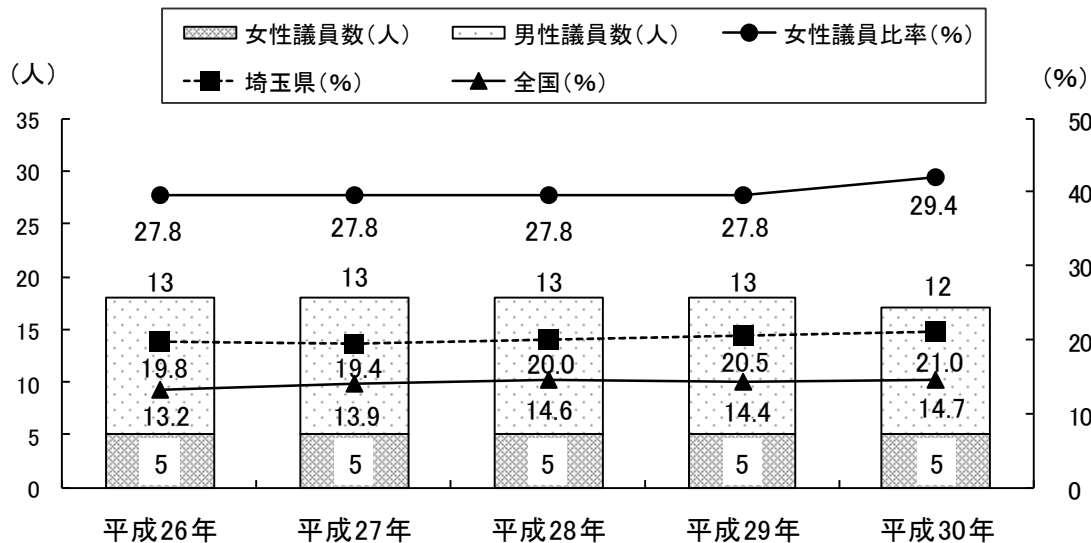


資料：厚生労働省エイズ動向委員会

(13)市議会における議員の状況

平成 31 年(2019 年)の和光市議会の議員に占める女性の割合は、前年と変わらず27.8%であり、引き続き埼玉県や全国の割合を大きく上回っている状況が続いています。

市議会における議員の状況



資料：議会事務局

男女共同参画に関する年次報告(埼玉県男女共同参画課)

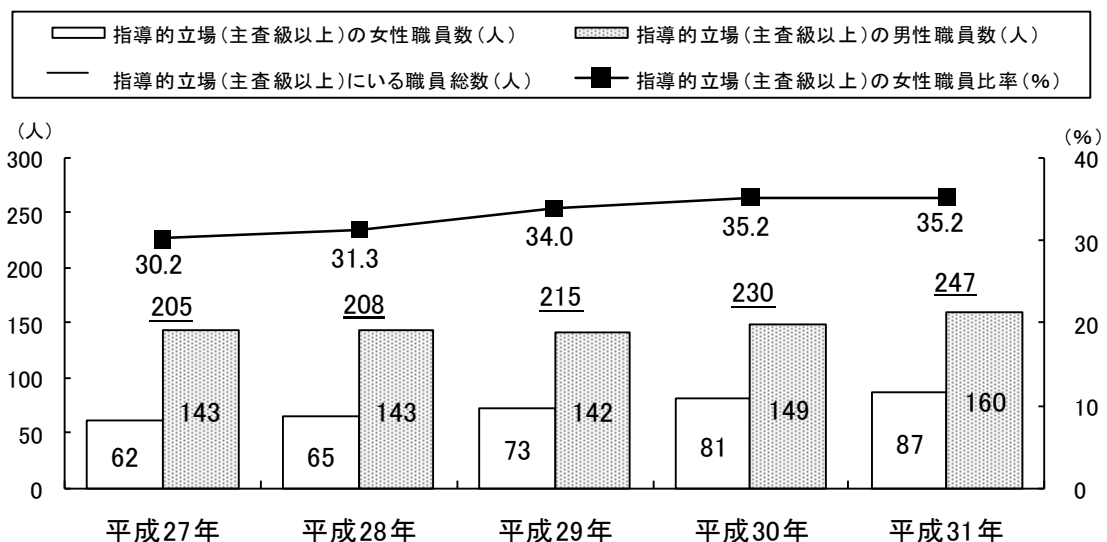
女性の政策決定参画状況調べ(内閣府)

(各年 12 月 31 日現在)

(14)指導的立場(主査以上)にいる市職員の状況

市職員のうち、指導的立場(主査級以上)にいる職員の割合は、平成 27 年(2015 年)から上昇し、平成 31 年(2019 年)は前年と同じ 35.2%となっています。

指導的立場(主査級以上)にいる職員の状況



資料：職員課(各年4月1日現在)

4 和光市男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要

第4次計画の策定に向けて、男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握し、今後の男女共同参画施策へと反映させることを目的として、「和光市男女共同参画市民意識調査」を実施しました。

【調査実施概要】

調査対象	和光市内に在住する満 20 歳以上の男女
調査期間	令和元年(2019 年)8月 16 日(金)～8月 30 日(金)
回収結果	695 件／2,000 件(有効回収率:34.8%)

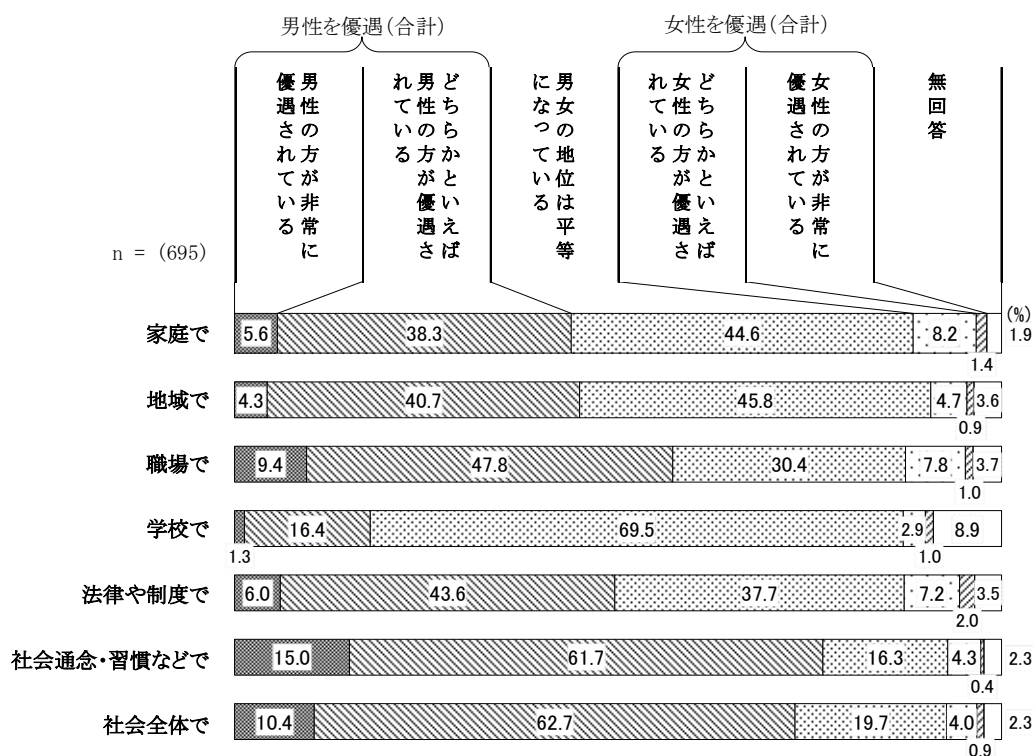
(1)男女共同参画に関する意識について

○男女の地位の平等感

「学校」で、「男女の地位は平等になっている」が 69.5%と最も高くなっている一方で、「社会通念・習慣など」では 16.3%にとどまり、男性優遇と感じる割合が高くなっています。

項目によって、男女共同参画の意識が浸透しつつあることが感じられるものの、法律や制度、社会通念・習慣等については不平等感が高まっていることがうかがえます。

図表 1 男女の地位の平等感

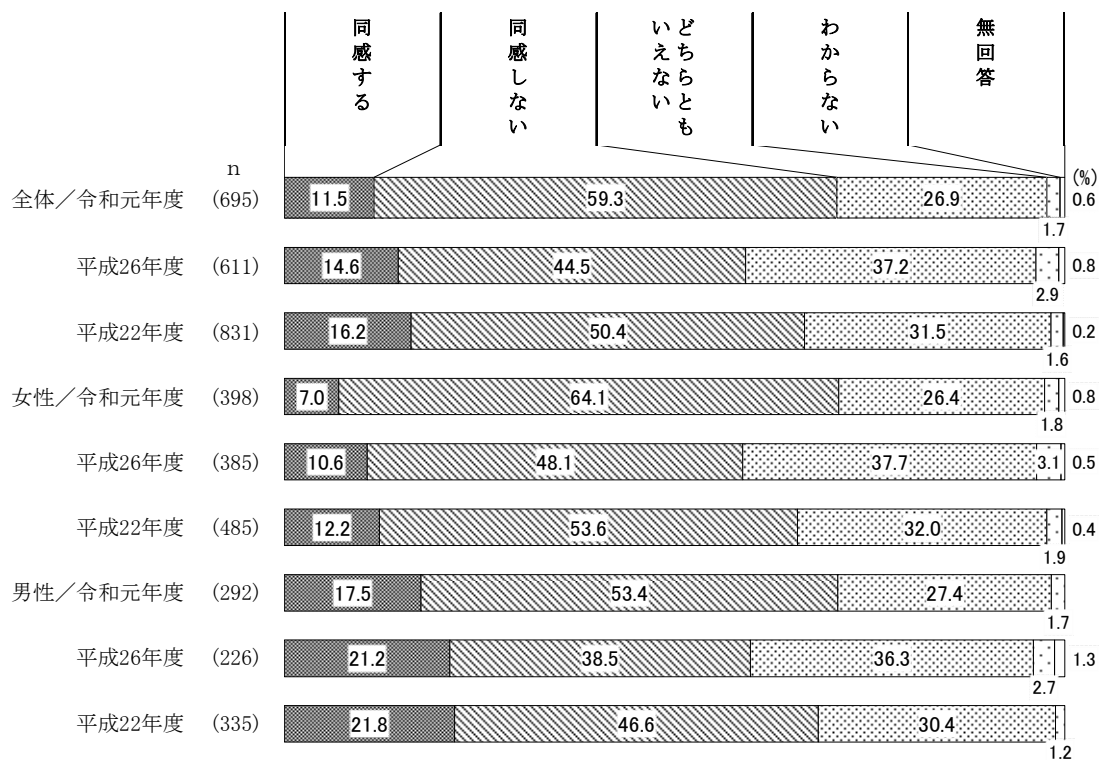


○性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識について、「同感しない」が女性で 64.1%、男性で 53.4%と平成 22 年度(2010 年度)調査から増加しており、性別による固定的な役割分担意識について同感しない意見が増加傾向にあります。

しかし、依然として男性と女性の認識に差が見られるため、引き続き意識啓発や制度の充実等が必要です。

図表 2 性別役割分担意識



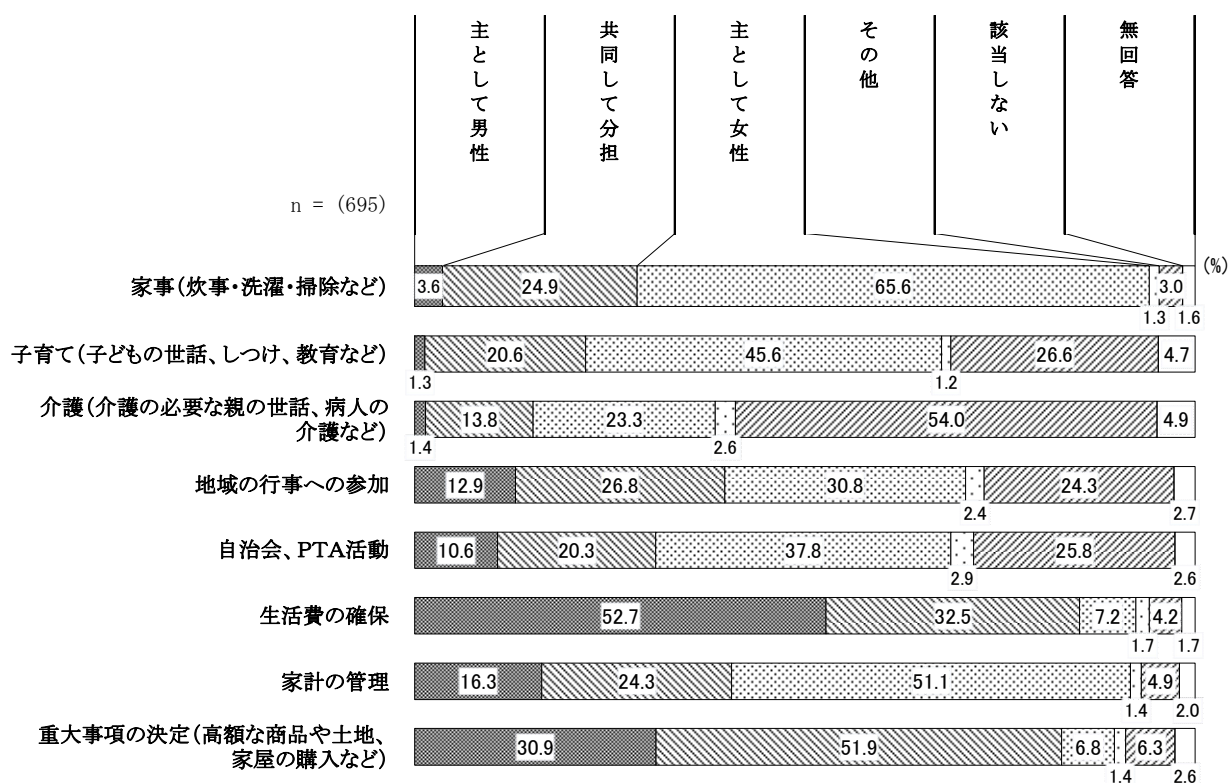
(2)家庭生活について

○家庭生活での役割分担

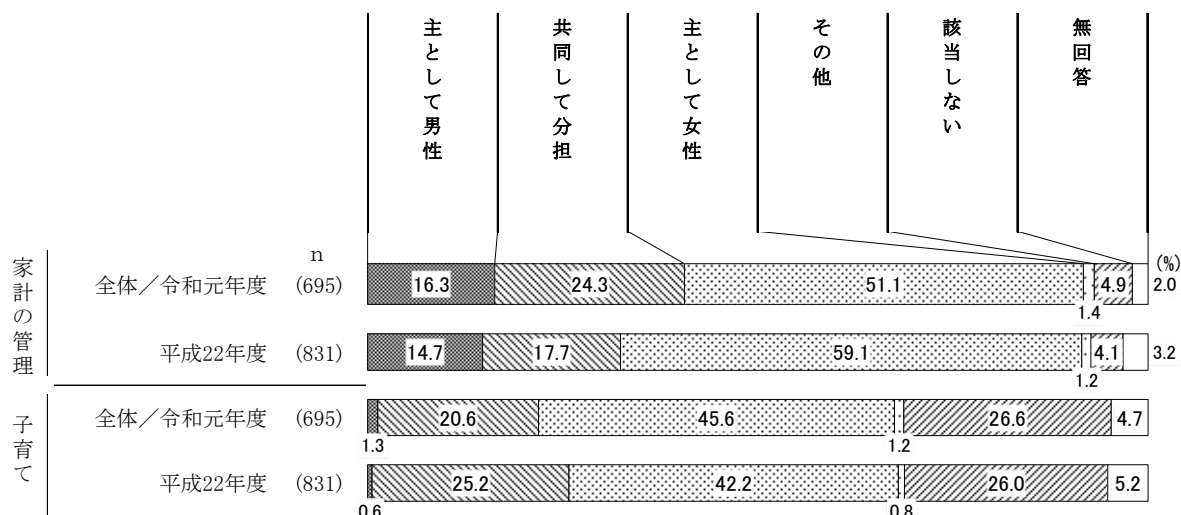
「共同して分担」していることは、「重大事項の決定」で 51.9%と過半数を占めており、埼玉県と比較しても高いことから、和光市の役割分担意識の高さがうかがえます。また、「家計の管理」についても平成 22 年度(2010 年度)調査から増加しており、役割分担意識の高まりが読み取れます。

一方で、「子育て」については、「主として女性」が平成 22 年度(2010 年度)調査から増加しています。

図表 3 家庭生活での役割分担



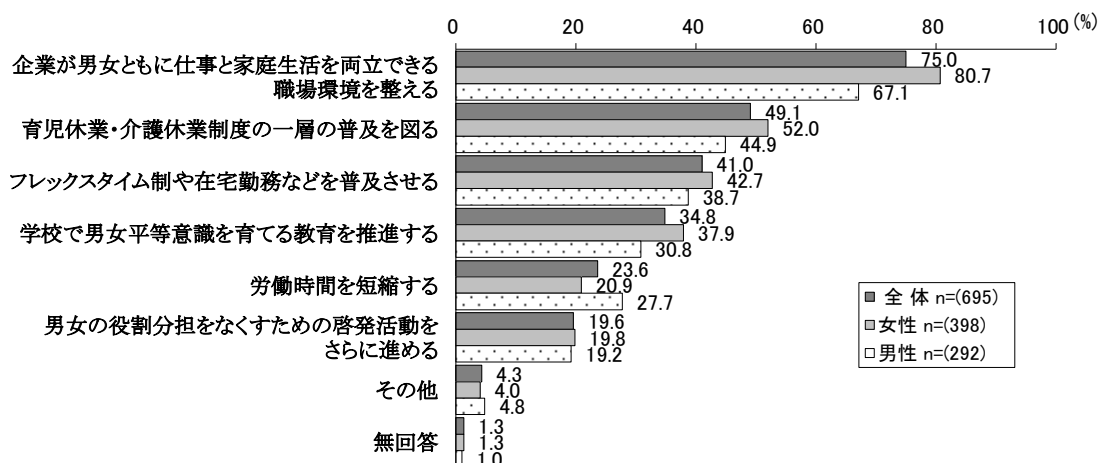
図表 4 家庭生活での役割分担(家計の管理、子育て)



○男女がともに家事・子育て・介護に参加していくために必要なこと

「企業が男女ともに仕事と家庭生活を両立できる職場環境を整える」が男女ともに最も高くなっており、職場環境の改善を推進することが望まれています。

図表 5 男女がともに家事・子育て・介護に参加していくために必要なこと



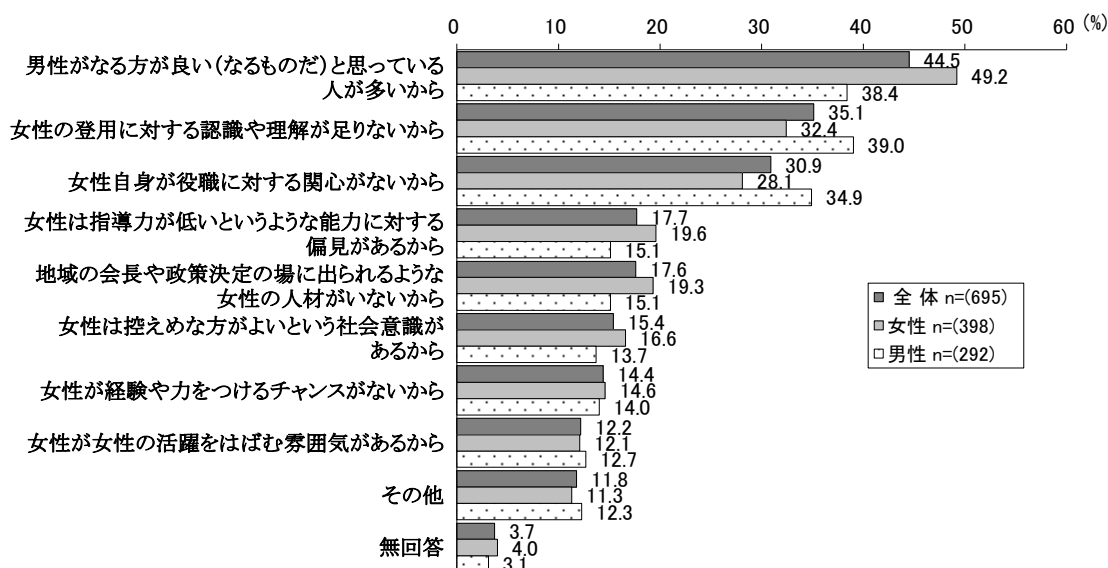
(3)地域参加について

○自治会等の役職、議員、行政委員における女性の役割が低い理由

女性は「男性になる方が良い(なるものだ)」と思っている人が多いから」が49.2%と男性に比べ高くなっています。男性では「女性の登用に対する認識や理解が足りないから」が39.0%、「女性自身が役職に対する関心がないから」が34.9%で、女性に比べ高くなっています。

女性側は、役職等には男性が就くべきという意見を持つ人が多いという認識が、男性側は、女性自身が役職に対する関心がないことが課題であると捉えていることがうかがえます。男女共同参画を推進するためには、「女性に関心を持てるような役割を作り出す」、「女性に関わりやすいような制度や組織を作る」必要があります。

図表 6 自治会等の役職、議員、行政委員における女性の役割が低い理由



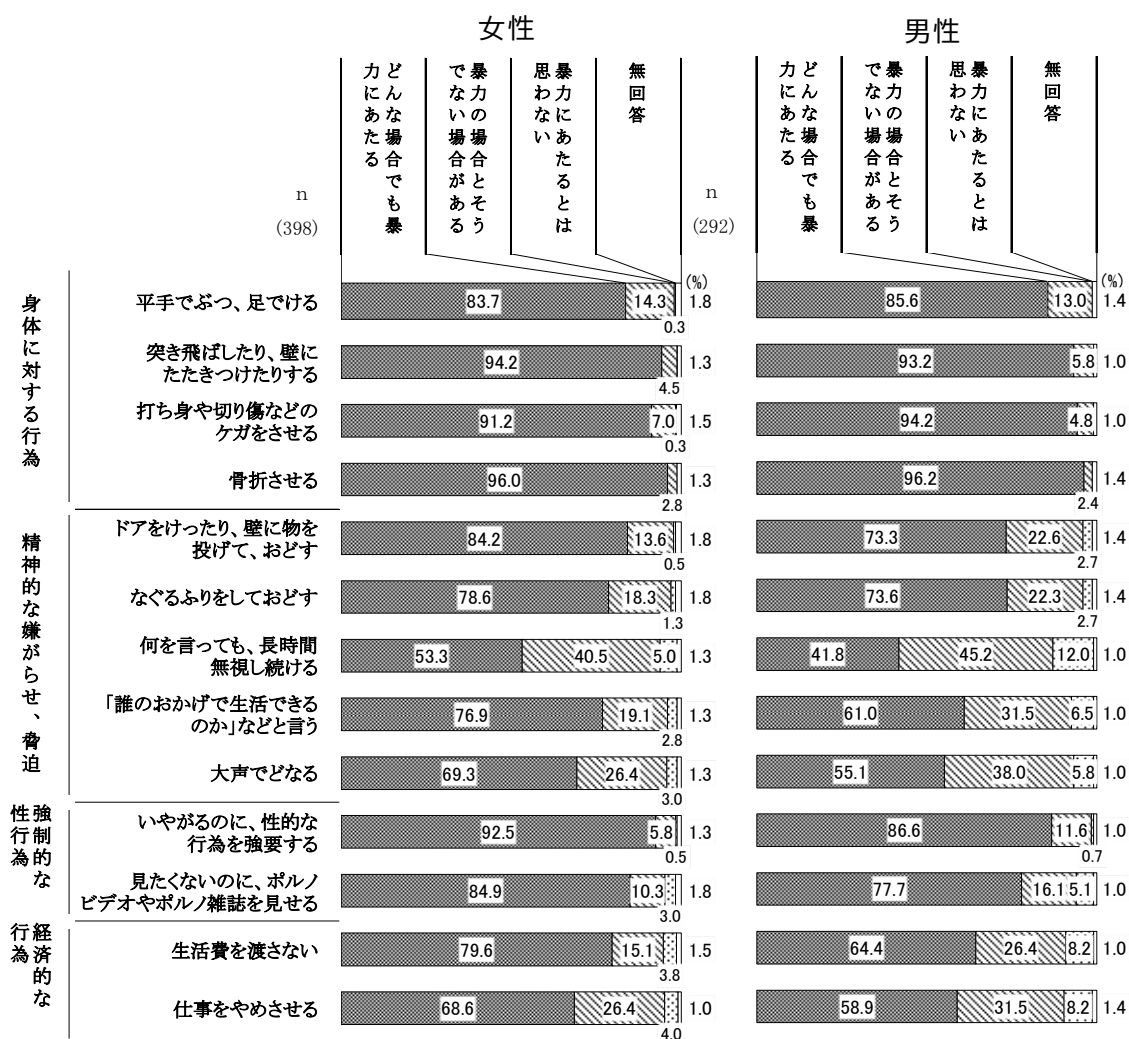
(4)配偶者や恋人からの暴力について

○夫婦・恋人間の暴力と認識される行為

「平手でぶつ、足でける」、「打ち身や切り傷などのケガをさせる」、「骨折させる」を除いたすべての項目で、「どんな場合でも暴力にあたる」の割合は、女性が男性を上回っています。しかし、「身体に対する行為」以外の項目では、男女ともに「どんな場合でも暴力にあたる」の割合が8割に満たないものもあり、引き続き啓発が必要です。

今後もドメスティック・バイオレンスは、人権問題であるという認識を市民や、現状女性よりも暴力行為についての認識が低い男性を中心に浸透させるとともに、より広く相談・保護体制を充実させる必要があります。

図表 7 夫婦・恋人間の暴力と認識される行為

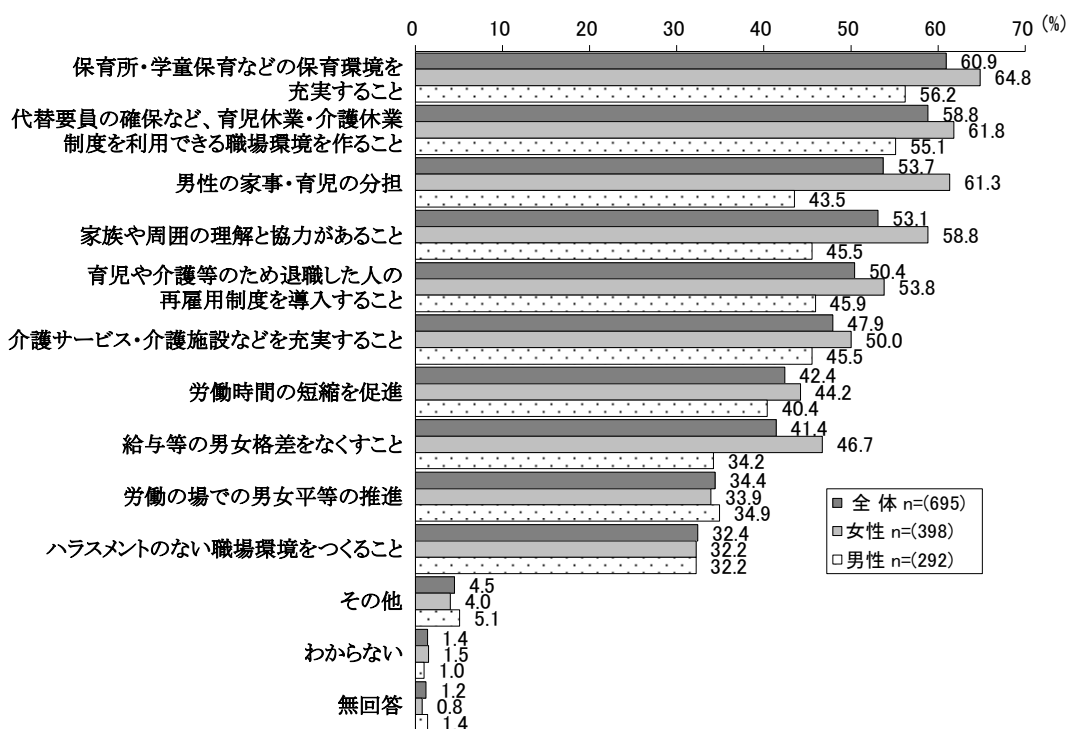


(5)仕事について

○仕事と家庭を両立するための条件

保育環境の充実や休業制度を利用しやすい職場環境の充実、男女で家事・育児の分担をするために、保育ニーズの把握や男性を含めた働き方改革を進め、柔軟に勤務できる環境の整備が求められています。

図表 8 仕事と家庭を両立するための条件

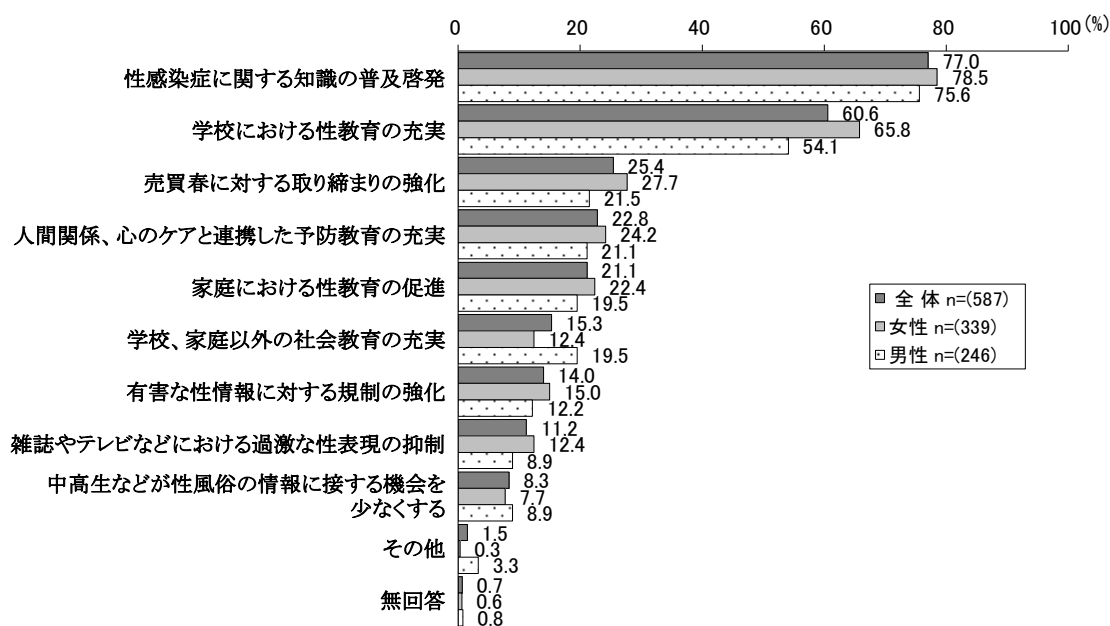


(6)健康について

○性感染症を防ぐために必要な対策

「性感染症に関する知識の普及啓発」が77.0%と最も高くなっています。性感染症に関する教育や知識の定着を進めるべく、今後も施策等を充実させていく必要があります。

図表 9 性感染症を防ぐために必要な対策

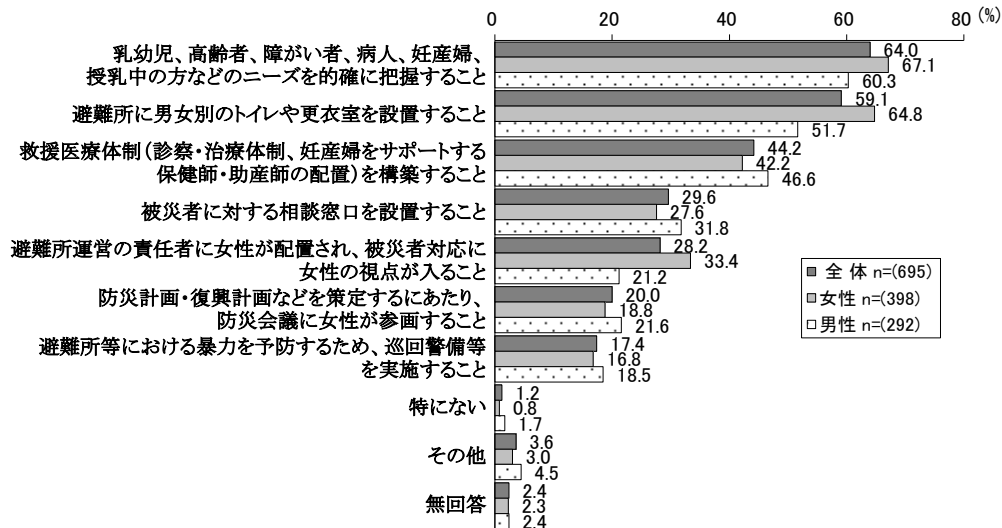


(7)防災について

○防災・災害復興対策で配慮して取り組む必要があること

避難所機能の充実から人材の確保まで、幅広い取り組みの必要性が示されています。今後は、避難所の運営においても、女性リーダーを活用し、女性に対するきめ細かい配慮をしていくことが必要といえます。

図表 10 防災・災害復興対策で配慮して取り組む必要があること

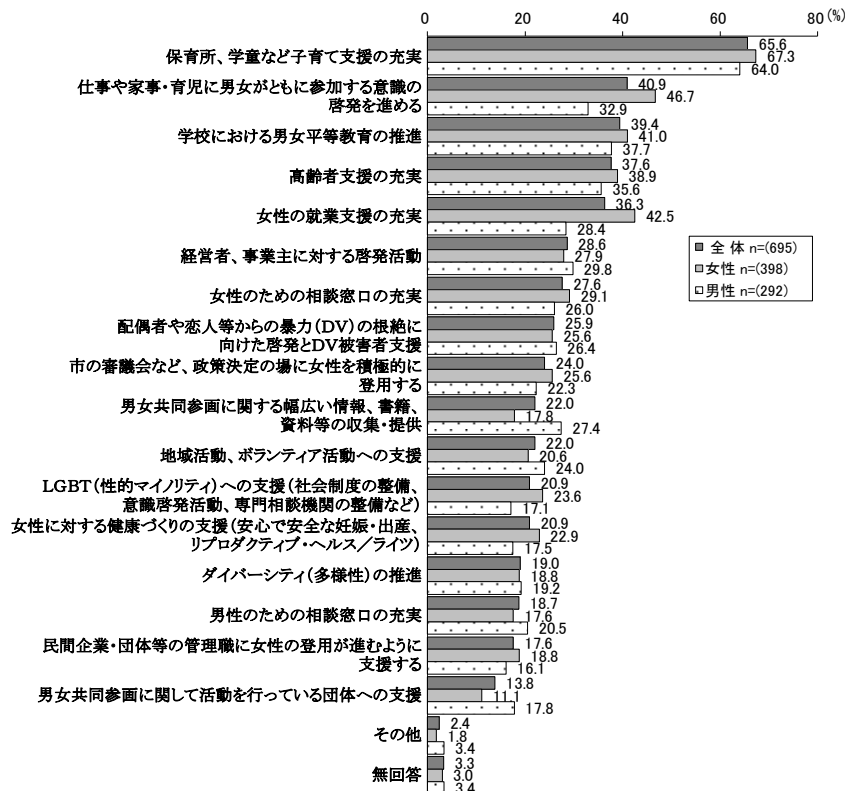


(8)男女共同参画の取り組みについて

○男女共同参画の推進で市に期待すること

男女ともに「保育所、学童など子育て支援の充実」が最も高くなっています。女性の就労率が高まっているなか、子育て支援の充実が重要といえます。

図表 11 男女共同参画の推進で市に期待すること



5 数値目標の達成状況

施策の実質的効果を把握するために、各基本目標に数値目標を定めています。

令和元年度(2019年度)における達成状況は、以下の通りです。

※達成状況は、「◎:目標達成」「○:改善(策定時の現状値を上回る)」「△:変化なし(策定時の現状値と同じ)」「▼:低下(策定時の現状値を下回る)」となっています。

■基本目標1 男女共同参画意識の普及啓発

(1)社会全体で男女の地位が平等になっていると考える人の割合

策定時の現状値 (平成 22 年度)	改訂時の現状値 (平成 26 年度)	達成期限の目標値 (令和2年度)	現状値 (令和元年度)	達成 状況
23.0%	21.8%	35.0%	19.7%	▼

(2)「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識に同感しない人の割合

策定時の現状値 (平成 22 年度)	改訂時の現状値 (平成 26 年度)	達成期限の目標値 (令和2年度)	現状値 (令和元年度)	達成 状況
50.4%	44.5%	70.0%	59.3%	○

(3)性別による固定的な役割分担意識に同感しない子どもの割合

策定時の現状値 (平成 22 年度)	改訂時の現状値 (平成 26 年度)	達成期限の目標値 (令和2年度)	現状値 (令和元年度)	達成 状況
中学校 40.6% 小学校 30.8%	中学校 50.8% 小学校 43.5%	中学校 70.0% 小学校 70.0%	中学校 60.6% 小学校 40.6%	○

■基本目標2 あらゆる暴力の根絶

(4)配偶者や恋人間におけるDVに対する認識の割合

策定時の現状値 (平成 22 年度)	改訂時の現状値 (平成 26 年度)	達成期限の目標値 (令和2年度)	現状値 (令和元年度)	達成 状況
身体的 96.4% 精神的 95.5% 経済的 69.8% 性的 84.0%	身体的 94.8% 精神的 91.7% 経済的 81.0% 性的 86.7%	身体的 100.0% 精神的 100.0% 経済的 100.0% 性的 100.0%	身体的 97.8% 精神的 91.1% 経済的 77.6% 性的 91.5%	○

(5)DV被害を相談した人の割合

策定時の現状値 (平成 22 年度)	改訂時の現状値 (平成 26 年度)	達成期限の目標値 (令和2年度)	現状値 (令和元年度)	達成 状況
30.8%	32.7%	80.0%	30.8%	△

(6)DV被害を受けている人の割合

策定時の現状値 (平成 22 年度)	改訂時の現状値 (平成 26 年度)	達成期限の目標値 (令和2年度)	現状値 (令和元年度)	達成 状況
27.3%	24.1%	0.0%	22.5%	○

■基本目標 3 男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり

(7)夫婦で子育てをしている人の割合

策定時の現状値 (平成 22 年度)	改訂時の現状値 (平成 26 年度)	達成期限の目標値 (令和2年度)	現状値 (令和元年度)	達成 状況
25.2%	27.8%	50.0%	20.6%	▼

(8)男性の育児休業取得へ理解を示す人の割合

策定時の現状値 (平成 22 年度)	改訂時の現状値 (平成 26 年度)	達成期限の目標値 (令和2年度)	現状値 (令和元年度)	達成 状況
女性 53.4% 男性 50.5%	女性 60.8% 男性 63.3%	女性 70.0% 男性 70.0%	女性 70.6% 男性 59.2%	◎

(9)性感染症の予防方法について知っている人の割合

策定時の現状値 (平成 22 年度)	改訂時の現状値 (平成 26 年度)	達成期限の目標値 (令和2年度)	現状値 (令和元年度)	達成 状況
82.7%	81.2%	90.0%	84.5%	○

■基本目標 4 男女共同参画によるまちづくりの推進

(10)審議会等における女性委員の割合

策定時の現状値 (平成 22 年度)	改訂時の現状値 (平成 26 年度)	達成期限の目標値 (令和2年度)	現状値 (令和元年度)	達成 状況
33.1%	34.7%	50.0%	36.1%	○

(11)地域行事に男女共同で参加する人の割合

策定時の現状値 (平成 22 年度)	改訂時の現状値 (平成 26 年度)	達成期限の目標値 (令和2年度)	現状値 (令和元年度)	達成 状況
30.4%	33.7%	50.0%	26.8%	▼

(12)女子差別撤廃条約を知っている人の割合

策定時の現状値 (平成 22 年度)	改訂時の現状値 (平成 26 年度)	達成期限の目標値 (令和2年度)	現状値 (令和元年度)	達成 状況
51.3%	68.4%	75.0%	52.2%	○

■基本目標 5 男女共同参画わこうプランの着実な推進

(13)和光市男女共同参画推進条例を知っている人の割合

策定時の現状値 (平成 22 年度)	改訂時の現状値 (平成 26 年度)	達成期限の目標値 (令和2年度)	現状値 (令和元年度)	達成 状況
32.1%	67.4%	75.0%	36.1%	○

6 第3次わこうプランでの取組と今後の課題

「第3次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン」の計画期間における主な取組と今後の課題について、基本目標ごとにまとめました。

基本目標1 男女共同参画意識の普及啓発

【主な取組】

◇男女共同参画意識の浸透と定着

男女共同参画の意識づくりのために、男女共同参画情報紙「おるご〜る」を発行し、性暴力や性の多様性、政治と男女共同参画などをテーマに、イラストや図表を用いることでわかりやすくなるよう工夫をし、情報提供を行いました。

◇役割分担意識の解消に向けた啓発

性別による固定的な役割分担意識に縛られず、一人ひとりが個性と能力を自由に発揮できる社会を目指し、埼玉県ウーマノミクス課や女性就業支援専門員と連携してセミナーを開催し、働き方改革や女性活躍の必要性など情報提供と意識啓発を行いました。

さまざまな周知・啓発に取り組んだことで、男女平等の意識の高まりがうかがえますが、依然として法律や制度、社会通念・習慣等には性別による固定的な役割分担が根付いており、男性と女性で感じる役割分担意識にも大きな差が見られます。広報紙やパンフレット等、広報物を作成するうえで、男女共同参画の視点に立った表現をより一層浸透させ、意識啓発に努めます。

また、性的マイノリティに関する情報提供が遅れていることがうかがえます。情報提供を行い、意識啓発に取り組んでいきます。

基本目標2 あらゆる暴力の根絶

【主な取組】

◇関係機関との連携体制の構築

DVの早期発見と未然防止に向け、わこう版ネウボラ事業、母子保健事業として、相談支援体制を構築し、連携して取組みました。

また、地域包括ケア課の総合相談支援調整担当が中心となり、DVの早期発見やチーム支援を実施しています。必要に応じて、被害者に対して医療機関の受診や、自立に向けた同行支援も行いました。

◇DV等の防止に向けた情報提供や啓発

DV等の防止のために、デートDV防止セミナーや庁内連絡会議において、知識の普及・啓発を強化しました。

また、虐待行為の防止について、子育てガイドブックや本市のホームページにおいて、情報提供を行いました。

若年層への啓発機会が不足していることから、セミナーの実施回数を増やすなど、アプローチの機会の確保が重要です。

直近の本市におけるDV相談件数は増加傾向にあります。さらなる相談窓口の周知に加えて、各種ハラスメントの防止についても情報提供を行います。

また、市民意識調査結果によると、依然として被害を受けている方がいます。関係機関及び関係各課と連携した、さらなる支援体制の強化と、自立支援の取組を進めます。

基本目標3 男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり

【主な取組】

◇仕事と家庭の両立支援

共働き家庭の増加等を受け、仕事と子育ての両立を支援していくため、保育園及び学童クラブの整備を進めました。

また、男性の子育てへの参画を後押しするために、子育て世代包括支援センターを整備し、相談、情報提供、交流の場の提供や、父親参加の事業を企画することで、積極的に子育てに参加できるような環境づくりを行いました。

◇女性の健康支援

女性は妊娠や出産など、男性とは異なった健康上の様々な問題に直面するため、ライフステージに応じた女性特有の健康に配慮し、心と体の健康などに関する女性相談の実施や、相談窓口の周知を行いました。また、集団検診では、乳がんや子宮頸がんといった女性特有のがん検診を行い、個別相談も実施しました。

保育所の整備等を行っているものの、待機児童が解消される状況には至っておらず、就学後の学童保育においても、すべて受け入れが確保されている状況ではなく、親が離職を余儀なくされるケースも見受けられます。引き続き、保育園、学童クラブ、わこうっ子クラブなどの整備を進め、子育て支援の充実を図ります。また、市内企業における男性の育児休業取得を推進するために、育児休業取得の必要性についての情報提供を積極的に行います。

児童・生徒の発達段階に応じた性教育を実施していますが、世界と比べて日本の性教育は大きく遅れています。性教育は命に関わる重要なテーマであるため、子どもの年齢に応じた生命(いのち)の安全教育を推進していきます。

基本目標4 男女共同参画によるまちづくりの推進

【主な取組】

◇防災・災害復興体制に関する男女共同参画の取組の推進

男女それぞれのニーズに対応した防災・災害復興体制を確立するため、地域防災訓練を実施しました。また、「BOSAIまちづくり伝道師養成講座」により、女性リーダーの育成に取り組みました。

◇外国人市民への支援

地域で暮らす外国人市民を支援するために、緊急時における外国人支援体制の訓練を行いました。また、外国籍市民への乳児検診に対する不安を解消する対策を行いました。

本市では、政策・方針決定過程への男女共同参画の取組として、審議会等における女性の割合を、令和2年度(2020年度)までに50.0%に引き上げることを目標に掲げていました。審議会等へ、委員の男女比率の均衡を保った委嘱を行うよう各課へ要請を行いましたが、令和元年度(2019年度)の女性委員の割合は36.1%と目標に及ばない状況であるため、各課に対してより強い意識づけが必要です。

市民意識調査結果によると、地域行事に男女共に参加する人の割合は、平成22年度(2010年度)の調査よりも低下しています。地域活動の場においても性別による固定的な役割分担意識が見られるため、多様な人材を活用した地域コミュニティの形成に向け、支援に注力していきます。

防災・災害対応は、地域における共助が不可欠であるため、自主防災組織にも女性の参画を促し、女性リーダーの育成を継続していきます。

基本目標5 男女共同参画わこうプランの着実な推進

【主な取組】

◇庁内の連絡体制の強化

和光市男女共同参画庁内連絡会議を開催し、答申書の報告と庁内に関する男女共同参画に関する重要事項を連絡しました。

◇庁内における男女共同参画の推進

和光市人材育成基本方針に基づいた、能力と意欲を兼ね備えた人材の育成及び人材の活用のために、一人ひとりの能力が発揮されるよう環境整備に努めました。庁内における指導的立場(主査級以上)にいる女性職員数は、平成26年(2014年)から平成30年(2018年)の5年間で増加傾向にあります。

男女共同参画の推進は、市が単独で行うのではなく、市民及び事業者等の関係機関との連携が不可欠です。今後も積極的に関係機関との連携を図り、総合的かつ計画的に計画を推進していきます。

庁内における指導的立場(主査級以上)にいる女性職員の割合は上昇傾向にありますが、依然として男性職員の割合が高くなっています。男女共同参画推進体制の強化のために、さらには市内事業所の模範として、人材の適切な育成及び活用を今後も継続していきます。

第2章 基本的な考え方

1 計画の目的

本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、和光市の男女共同参画施策の今後の方向性と内容を明らかにし、その施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

2 基本理念

男女共同参画の実現を目指して

男女共同参画社会の実現をめざし、「和光市男女共同参画推進条例」の6つの基本理念に基づき、男女共同参画を推進していきます。

(1)男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けることがないこと、その他の男女の人権が尊重されること。

(2)性別による固定的な役割分担意識等の解消と多様な生き方の選択

性別による固定的な役割分担意識等を解消し、男女が共にその個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、自らの意思によって多様な生き方を選択することができること。

(3)政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者の活動における方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。

(4)家庭生活と社会生活における活動への男女共同参画

男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画すること。

(5)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産などの女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。

(6)国際的協調

男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会の取組と密接な関係を有していることを深く認識し、国際的協調の下に行われること。

3 計画の位置付け

- (1)この計画は、「和光市男女共同参画推進条例」に規定される「男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」であり、「和光市総合振興計画」や関連計画との整合性を図った計画です。
- (2)この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」としての位置付けを担っています。
- (3)この計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」としての位置付けを担っています。
- (4)この計画の一部は、平成28年(2016年)4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」としての位置付けを担っています。

4 計画の期間

計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間です。なお、社会情勢の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の目標

この計画は、男女共同参画社会の実現をめざして、4つの基本目標を設定しています。

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり

一人ひとりがお互いの人権を尊重し、性別にとらわれず多様な生き方を認め合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる社会を目指します。

基本目標2 配偶者等からの暴力の根絶

DVや児童虐待などあらゆる暴力の根絶に向けて、暴力は人権を侵害する許されない行為であるという意識の浸透・定着に努めるとともに、相談機能の充実や、被害者支援体制の強化を図ります。

基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援

女性のチャレンジ支援や、男性中心型の労働慣行を見直し、就労環境の整備を進めることで、男女がともにさまざまな分野に参加でき、それぞれが個性と能力を活かして活躍できる社会づくりを目指します。

基本目標4 男女共同参画の推進体制強化と地域環境整備

あらゆる人が安心して生活できる環境の整備を図り、防災分野や庁内の体制を強化することで、地域における男女共同参画を推進していきます。

6 計画における重点項目

本計画において、重点的に取り組むべき課題を、施策から以下の4点としました。

◇人権尊重意識の啓発・固定的役割分担意識の解消

すべての人が性別にかかわらず、個人として尊重されることは、日本国憲法で保障された大切な権利であり、男女共同参画社会の実現には、必要不可欠です。一人ひとりが自分自身を大切にする生き方ができるよう、意識啓発に重きを置き、取り組みを推進します。

◇若年層に対する啓発・教育

あらゆる暴力は人権侵害行為であり、決して許されるものではありません。DVの背景には、性別による固定的な役割分担意識や女性は社会性に乏しく理性的でないなどの固定観念が男女差別を生み、女性への暴力支配を正当化する男性優位の社会構造へ繋がることから、固定観念が定まらない若年層に対し、啓発や教育の取り組みを強化します

◇審議会等への女性の登用促進

男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等に政策や方針の立案・決定の場へ参画することが大変重要ですが、政策や方針決定のできる指導的立場の女性の割合は依然少ない状況が続いています。第3次わこうプランにおいて、計画期間までに数値目標を達成することができませんでしたので、取り組みを強化します。

◇男女共同参画行政の推進

男女共同参画社会の実現を目指すため、平成17年に施行された和光市男女共同参画推進条例を積極的に周知し、条例を活用した計画の実現に取り組めます。

7 計画の体系

男女共同参画の実現を目指して

基本目標1

人権の尊重と男女
共同参画を進める
意識づくり

方針1 人権尊重・男女平等意識の啓発

【施策】

- (1)人権尊重意識の啓発・固定的役割分担意識の解消【重点】
- (2)多様な性・多様な生き方への理解の促進
- (3)学校教育における男女平等教育の推進

方針2 生涯を通じた健康支援

【施策】

- (1)リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)についての意識啓発
- (2)妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない支援体制の強化
- (3)ライフステージにおける健康支援
- (4)スポーツ分野における男女共同参画の推進

基本目標2

配偶者等からの
暴力の根絶

DV 防止基本計画

方針1 暴力の根絶に向けた意識の浸透

【施策】

- (1)DV、児童虐待防止のための意識啓発
- (2)若年層に対する啓発、教育【重点】

方針2 相談窓口の充実と周知

【施策】

- (1)DV被害者・児童虐待の早期発見と相談体制の充実
- (2)市職員・相談員の資質の向上

方針3 DV被害者の安全確保と自立支援の充実

【施策】

- (1)DV被害者及びその関係者に係る情報の保護
- (2)DV被害者の安全確保のための支援
- (3)自立に向けた支援
- (4)心身の回復に関する支援
- (5)支援体制の強化と関係機関との連携

基本目標3

あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援

女性活躍推進計画

方針1 女性の就業・活躍の支援

【施策】

- (1)女性の就労・起業支援
- (2)農業等における男女共同参画の推進

方針2 就労環境の整備促進

【施策】

- (1)労働者の就労環境の整備
- (2)男性の育児・介護休業制度などの積極的な取得の推進
- (3)男女共同参画を阻害するハラスメント防止の徹底
- (4)労働相談体制の充実

方針3 政策・方針決定の場への女性の参画推進

【施策】

- (1)ポジティブ・アクション(積極的に格差を是正する措置)の推進
- (2)審議会等への女性の登用促進【重点】
- (3)政治への参画意識の高揚

基本目標4

男女共同参画の推進体制強化と地域環境整備

方針1 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

【施策】

- (1)防災分野における女性の参画拡大
- (2)男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進

方針2 地域における男女共同参画の推進

【施策】

- (1)地域・社会活動への参画促進
- (2)地域における様々な子育て支援サービスの充実
- (3)ひとり親家庭、生活困窮世帯等の親子が安心して生活できる環境づくり
- (4)高齢者・介護・障害者等が安心して暮らせる環境の整備
- (5)多言語に対応した生活環境の整備

方針3 男女共同参画の推進体制の整備・強化

【施策】

- (1)男女共同参画行政の推進【重点】
- (2)庁内における男女共同参画推進体制の強化

8 計画の推進

本計画は、次の3つの機関と連携しながら推進していきます。

- (1)和光市男女共同参画推進審議会(知識経験者、関係団体代表者、事業者、公募市民で構成)
男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議し、計画の推進を図ります。
- (2)和光市男女共同参画庁内連絡会議(各課の主査級以上の職員で構成)
各関係課等との調整や男女共同参画に関する必要な調査及び検討を行います。また、職員の男女共同参画意識の醸成に努めます。
- (3)男女共同参画わこうプラン推進委員(公募市民で構成)
和光市男女共同参画情報紙「おるご〜る」の企画・編集等を通じて、計画の推進を図ります。

9 計画の進行管理

毎年度、施策の達成状況について担当課等による自己評価を行い、計画の推進状況を把握します。さらに、年次報告書を作成の上、和光市男女共同参画推進審議会、和光市男女共同参画庁内連絡会議に報告し、その評価を受けながら取り組みを進めます。

10 SDGsとの関係

あらゆる分野において、男女共同参画・女性活躍の視点を施策に反映し、取組を進めていくことが、SDGs(持続可能な開発目標)の達成につながります。

本計画においても、男女共同参画の施策を展開し、計画の着実な推進を図ることで、SDGsの達成に貢献します。

第3章 計画の内容

基本目標1

人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と、男女共同参画社会基本法で定められています。男女共同参画社会の実現に向けて、人権尊重意識や男女平等意識の啓発・理解促進を図り、だれもが尊重され、個性や能力を十分に発揮し、健康に暮らせる環境づくりを進めます。

■方針1 人権尊重・男女平等意識の啓発

人権尊重意識や男女平等意識の周知・啓発、学校教育における理解促進に努めます。また、性的マイノリティへの理解促進や、当事者が直面している困難の解消に向けた支援体制を充実させます。

指 標

項目名	現状値 (令和元年度)	数値目標 (令和12年度)
『社会通念・習慣など』で男女の地位は平等であるとする市民の割合	16.3%	30.0%
性別による固定的な役割分担意識に同感しない子どもの割合	中学生 60.6% 小学生 40.6%	それぞれ 80.0%

施策1 人権尊重意識の啓発・固定的役割分担意識の解消【重点項目】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	研修会・講演会等の開催	人権に関する研修会・講演会等を開催し、市民の理解を深め、差別は不当なものという人権尊重意識を持てる人づくりに努めます。	総務人権課 生涯学習課
2	広報紙やホームページ等による啓発	広報紙やホームページ等を活用し、人権尊重意識の啓発、性別による固定的な役割分担意識、アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)を生じさせない啓発、表現ガイドを用いて男女平等の視点での表記の徹底を図ります。	総務人権課 秘書広報課 生涯学習課
3	男女共同参画情報紙「おるご〜る」の発行による啓発	男女共同参画について理解を深めるため、継続的に情報紙を発行し、より多くの市民に周知します。	総務人権課
4	市職員・教職員に対する啓発	人権問題及び性別による固定的な役割分担意識解消の重要性について理解を深めるため、市職員・教職員を対象とした研修等を行います。また、無意識のうちにジェンダーにとらわれた指導等が行われないよう、研修等を通じて、教職員の意識向上を図ります。	総務人権課 職員課 学校教育課

施策2 多様な性・多様な生き方への理解の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
5	申請書・証明書等の公文書における性別記載欄の見直し	市で取り扱う申請書や証明書など各種書類にある公文書のうち、法律・政令等で定められているものを除き、性別記載欄を削除します。	総務人権課
6	研修会等の開催、広報紙やホームページ等による啓発	性的マイノリティについて理解を深めるため、研修会の開催や、広報紙・ホームページ等を活用し、啓発を行います。必要に応じて職員対応マニュアルを作成し、周知を行います。	総務人権課 職員課
7	啓発・相談体制の充実	女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合、また、人権教育・啓発活動の促進や人権侵害の疑いのある事案を認知した場合、調査救済活動を進め、相談体制を充実させます。	総務人権課 学校教育課

施策3 学校教育における男女平等教育の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
8	男女混合名簿の活用	学校における男女平等教育を推進するため、教育現場に応じて混合名簿を推進します。	学校教育課
9	理工系分野に関する女子児童・生徒、保護者及び教員の理解促進	科学技術・学術分野において男女がともに参画し、多様な視点や発想を取り入れることが必要です。理工系への進路への興味関心や理解につなげるため、十分な情報提供や理化学研究所等との連携において情報や学びを提供します。	生涯学習課

■方針2 生涯を通じた健康支援

望まない妊娠に関する相談の増加が社会問題となっていますが、あらゆる世代が、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)について関心を高め、正しい知識が得られるよう、情報提供の充実に努めます。

また、女性に対して、妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない支援体制の強化、ライフステージに応じた健康支援、スポーツ分野における男女共同参画を推進します。

指 標

項目名	現状値 (令和元年度)	数値目標 (令和12年度)
「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」を知っている割合	4.3%	20.0%

施策1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)についての意識啓発

No.	事業名	事業内容	担当課
10	情報提供体制の充実	あらゆる世代が、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)について関心を高め、正しい知識が得られるよう情報提供を行います。	総務人権課
11	学校における性教育の推進	子どもを性暴力の当事者にしないための生命(いのち)の安全教育を推進します。また、生命の大切さ、生命を尊ぶ教育、自分や相手、一人ひとりを尊重する教育をさらに推進します。さらに、低・中・高学年、中学校の年齢に応じた取組を推進します。	学校教育課

施策2 妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない支援体制の強化

No.	事業名	事業内容	担当課
12	妊婦健診、乳幼児健診、こにちは赤ちゃん訪問などの保健福祉の充実	妊婦健診、乳幼児健診、こにちは赤ちゃん訪問を実施し、安心安全な子育てができるよう支援します。	ネウボラ課
13	利用者支援事業(子育て世代包括支援センター)の相談支援の充実	子ども家庭総合支援拠点と連携し、妊娠期から子育て期まで継続して相談支援を実施し、必要なサービス調整等を行います。	ネウボラ課 地域包括ケア課
14	喫煙・受動喫煙、飲酒についての正確な情報の提供	喫煙・飲酒について、健康被害に関する正確な情報の提供を行い、喫煙・飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすことなど十分な情報提供に努めます。	保健センター
15	男性の子育て参画のための環境整備	産後うつリスクを踏まえ、男性の育児参画を促すために、公園、公共性の高い建築物において、多目的トイレ等の整備を推進します。	資産戦略課 都市整備課

施策 3 ライフステージにおける健康支援

No.	事業名	事業内容	担当課
16	相談体制の充実	女性の健康をめぐる様々な問題について、心の悩みも含めた女性相談を充実させます。	市民活動推進課
17	HIV/エイズ等性感染症に関する普及・啓発	HIV/エイズや性感染症の蔓延防止及び感染者者への差別・偏見の解消を図るため、正しい知識の普及・啓発を行います。	保健センター 学校教育課
18	更年期の健康支援	性ホルモンの低下や社会的要因の影響により、更年期以降に発生する女性特有の疾患に対応した子宮頸がん・乳がん検診や骨粗しょう症健診を実施し、受診率の向上及び特定健康診査・特定保健指導の受診率向上を図ります。	保健センター

施策 4 スポーツ分野における男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
19	情報提供体制の充実	スポーツ団体ガバナンスコードに基づき、アスリート等に対する各種ハラスメントなどについて、スポーツ少年団の指導者・保護者を対象とした研修等を通して、意識向上・啓発を図ります。	学校教育課 スポーツ青少年課
20	運動・スポーツ習慣の推進	生涯にわたる健康づくりのため、運動習慣の定着や身体活動量※の増加に向けた機会を提供します。	保健センター スポーツ青少年課

※身体活動…安静にしている状態より多くのエネルギーを消費するすべての動作のこと。「健康づくりのための身体活動基準 2013」において定義。

基本目標2

配偶者等からの暴力の根絶

配偶者や恋人等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。)は、犯罪となる重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現する上で解決すべき重要な課題です。あらゆる暴力の根絶に向けて、暴力を許さない意識の醸成や、幅広い年齢層に向けた周知や教育を進めます。また、DV被害者の相談体制や安全に配慮した保護体制の強化、自立支援の充実を図ります。

■方針1 暴力の根絶に向けた意識の浸透

さまざまな媒体を活用した広報・啓発活動、若年層に向けた教育・啓発を進め、暴力の防止に向け、意識の醸成を図ります。

指 標

項目名	現状値 (令和元年度)	数値目標 (令和12年度)
配偶者や恋人間におけるDVに対する認識の割合	身体的 97.8% 精神的 91.1% 経済的 77.6% 性的 91.5%	すべて100%

施策1 DV、児童虐待防止のための意識啓発

No.	事業名	事業内容	担当課
21	広報紙やホームページ等の活用	DV根絶、児童虐待防止に向けて、絶対に許さないという意識啓発を、市民に対して図ります。	総務人権課

施策2 若年層に対する啓発、教育【重点項目】

No.	事業名	事業内容	担当課
22	学校における人権教育の推進	人と人とのより良い関係(対等、性別による固定的役割を持たないなど)を学ぶことで、加害者にも被害者にもならないために人権、男女平等を学習する機会を充実させます。	学校教育課
23	デートDV防止セミナーの開催	男女の対等なパートナーシップを理解し、暴力を伴わない人間関係を構築するよう、交際相手からの暴力の問題について考える機会の拡充、教育・学習の充実を図ります。	総務人権課 学校教育課
24	インターネットの適切な利用や危険性に関する教育・啓発	インターネット上の性的な暴力及びストーカーの被害者にも加害者にもならないために、インターネットの安全・安心な利用やインターネットの危険性に関する教育・広報啓発の充実を図ります。	学校教育課 スポーツ青少年課

■方針2 相談窓口の充実と周知

DV被害の早期発見と未然防止に向け、関係機関との連携を図り、相談窓口の周知するとともに、二次被害防止のために研修を実施します。

指 標

項目名	現状値 (令和元年度)	数値目標 (令和12年度)
子ども家庭総合支援拠点の整備数	0 か所	1 か所

施策1 DV被害者・児童虐待の早期発見と相談体制の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
25	DV被害者・児童虐待の早期発見	相談、健診(検診)等の事業において、DV被害者を早期発見するよう努めます。	地域包括ケア課 関係各課
26	相談窓口の周知と充実	DV被害者が孤立して悩むことがないよう相談窓口の周知を図ります。	地域包括ケア課 ネウボラ課 学校教育課 市民活動推進課 総務人権課

施策2 市職員・相談員の資質の向上

No.	事業名	事業内容	担当課
27	DVに関する研修への参加	市職員や相談員がDV相談に適切に対応するために、DVに関する研修への参加及び情報共有を図ります。	地域包括ケア課

■方針3 DV被害者の安全確保と自立支援の充実

庁内及び関係機関との連携を強化し、DV被害者とその子どもの安全確保と自立、心身の回復支援に取り組めます。

施策1 DV被害者及びその関係者に係る情報の保護

No.	事業名	事業内容	担当課
28	DV被害者情報の保護	DV加害者からの追及が及ばないよう、DV被害者及びその関係者に係る情報の管理を徹底します。	地域包括ケア課 全庁

施策2 DV被害者の安全確保のための支援

No.	事業名	事業内容	担当課
29	緊急時における一時保護の支援	一時保護が実施されるまでの安全を確保するため、同行・助言などの支援を行うとともに、保護施設と連携し、必要な情報を共有します。	地域包括ケア課 社会援護課

施策3 自立に向けた支援

No.	事業名	事業内容	担当課
30	生活支援に関する情報提供及び支援の実施	DV被害者の自立に向け、関係部署が連携を図り、生活支援に関する(経済的、住宅確保、就労等)情報提供及び支援を実施します。	地域包括ケア課 社会援護課
31	保育・就学等の支援	保育園・幼稚園・学校・学童クラブ等と連携し、転入園・転入学等の手続きの支援を行います。	保育サポート課 保育施設課 学校教育課

施策4 心身の回復に関する支援

No.	事業名	事業内容	担当課
32	相談窓口の周知と充実	DV被害者及びその子どもの心身の回復のため、相談窓口の周知を図るとともに、精神保健相談などの各種相談事業の充実を図ります。	地域包括ケア課 保健センター 市民活動推進課

施策5 支援体制の強化と関係機関との連携

No.	事業名	事業内容	担当課
33	庁内連携の強化	DV相談及び支援に関係する部署で構成する和光市要保護児童対策地域協議会実務者会議を開催し、関係部署の連携を図ります。 また、被害者の意向に応じて情報共有を図ったり、DV被害者の転出入に係る市区町村や近隣市等と連携を図ります。	地域包括ケア課

基本目標3

あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援

性別に関わりなく、あらゆる場面で、だれもが自分の能力を十分に発揮できる環境づくりは、社会全体で取り組むべき重要な課題です。長時間労働などの男性中心型労働慣行を解消し、男女ともに働きやすい環境の整備に取り組むとともに、地域や政治などあらゆる場面で、男女が対等に参画できるよう、女性登用を積極的に推進します。

■方針1 女性の就業・活躍の支援

起業や再就職等、女性のチャレンジを支援し、農業等における女性の活躍を周知・啓発します。

指 標

項目名	現状値 (令和元年度)	数値目標 (令和12年度)
多様な働き方実践企業認定数	21件	70件

施策1 女性の就労・起業支援

No.	事業名	事業内容	担当課
34	研修会等の開催や情報提供	女性の就労をサポートするため、再就職支援のためのセミナー等の開催及び情報提供を図ります。	総務人権課
35	情報提供体制の充実	就職や起業、地域活動等にチャレンジしようと考えている女性を支援するため、情報提供体制の充実を図ります。	産業支援課
36	職場環境改善の推進	埼玉県の認定制度である、「多様な働き方実践企業認定制度」を周知し、職場環境の改善を促し、認定企業を増やすことで女性の就労支援を図ります。	総務人権課

施策2 農業等における男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
37	農業等における男女共同参画経営に関する啓発	女性が家族従業者として果たしている役割の重要性が適正に評価されるよう啓発に努めるとともに、男女共同参画推進のため、家族経営協定の周知など定期的に情報提供を行います。また、女性の活躍推進に取り組む優良経営体の情報を提供します。	産業支援課

■方針2 就労環境の整備促進

男女ともに仕事と家庭生活を両立できるよう、働き方改革や、男性の育児・介護休業の取得等を推進し、働く場における環境整備に取り組めます。また、働く場における各種ハラスメントの防止や、労働問題の解決のために、研修や相談体制の充実を図ります。

指 標

項目名	現状値 (令和元年度)	数値目標 (令和12年度)
市男性職員における育児休業取得率の割合	27.3%	40.0%

施策1 労働者の就労環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
38	労働関連法令の周知	ワーク・ライフ・バランスの実現のため、「労働施策総合推進法」や「女性活躍推進法」、「労働基準法」等の労働関連法令の周知を図ります。	総務人権課 産業支援課
39	長時間労働の是正と多様な働き方改革の推進	労働者が男女ともに職業生活と家庭生活、地域活動に参加できるよう、事業所に対する働き方改革（長時間労働の是正等）を推進し、働きやすい環境を整備します。	職員課 産業支援課

施策2 男性の育児・介護休業制度などの積極的な取得の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
40	「男女雇用機会均等法」 「育児・介護休業法」等の周知及び推進	男女ともに子育て・介護をしながら働き続けることができるよう、多様な休暇制度の周知や職場環境の改善に取り組めます。	職員課 産業支援課

施策3 男女共同参画を阻害するハラスメント防止の徹底

No.	事業名	事業内容	担当課
41	情報提供体制及び研修の充実	「労働施策総合推進法」により、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等の男女共同参画を阻害するハラスメント防止のため、事業所等に啓発を行います。また、管理職を含めた研修強化を徹底します。	職員課 産業支援課 社会援護課 長寿あんしん課 保育施設課 学校教育課

施策4 労働相談体制の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
42	相談体制の充実	職場における差別や各種ハラスメント等の労働問題の解決のため、各種相談体制の充実及び外部相談窓口の適切な運用を図ります。	職員課 産業支援課

■方針3 政策・方針決定の場への女性の参画推進

性別に関わりなくあらゆる場面に参画するために、企業や審議会等への積極的な女性登用を推進するとともに、人材育成に向けた研修等の実施や、将来を担う若年層への啓発にも取り組みます。

指標

項目名	現状値 (令和元年度)	数値目標 (令和12年度)
市の審議会等における女性比率	37.0%	50.0%

施策1 ポジティブ・アクション(積極的に格差を是正する措置)の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
43	方針決定の場への女性の参画促進	女性の役員等への女性登用を進めるため、ポジティブ・アクション(積極的に格差を是正する措置)に関する情報を幅広く提供します。	総務人権課
44	市の女性職員の管理職への登用	市政運営において男女共同参画を推進するため、市の女性職員の管理職への登用を促進します。また、研修等を充実させ、人材育成を推進します。	職員課
45	企業における女性の参画拡大	女性活躍の裾野を広げるため、一般事業主行動計画の策定に向けて、新たに義務付けられる企業等が行うポジティブ・アクション等の取組内容について、あらゆる機会を通じて事業主に対して周知し、円滑な施行を図ります。	産業支援課
46	職場環境改善の推進	市が行う総合評価方式の競争入札において、女性活躍推進法に基づく認定を受けた事業主を対象に加点評価することにより、事業所等における男女共同参画を推進します。	財政課
47	地域における女性の参画拡大	自治会、地域に根差した組織・団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。	市民活動推進課

施策2 審議会等への女性の登用促進【重点項目】

No.	事業名	事業内容	担当課
48	審議会等委員の男女均等の促進	審議会等委員に女性を積極的に登用するための取組みを推進し、女性比率の現状、女性委員のいない審議会等を解消します。また、女性委員の構成比率の目標を50%以上とし、令和12年度(2030年度)までに達成するように努めます。	総務人権課

施策3 政治への参画意識の高揚

No.	事業名	事業内容	担当課
49	若者に対する啓発	18歳選挙権に合わせた啓発授業や将来の有権者に向けた若年層への選挙啓発を行い、関心を高める取り組みを行います。	選挙管理委員会事務局
50	市議会における取組の推進	女性や幅広い層が議員として参画し、活躍しやすい環境整備を行います。	議事課

基本目標4

男女共同参画の推進体制強化と地域環境整備

誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指し、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を進めます。さらに、さまざまな生活上の困難を抱えた方への支援の充実を図ります。また、男女共同参画社会の実現に向け、庁内における連携強化を図るとともに、男女共同参画に関する情報の積極的な周知に努めます。

■方針1 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

防災会議や避難所運営等への女性の参画を促進します。また、地域防災計画や避難所運営マニュアル等に女性の視点を取り入れ、防災対策における男女共同参画の周知・啓発を進めます。

指 標

項目名	現状値 (令和元年度)	数値目標 (令和12年度)
和光市BOSAIまちづくり伝道師認定者数	●●人	●●人

施策1 防災分野における女性の参画拡大

No.	事業名	事業内容	担当課
51	防災対策における女性の参画拡大の促進	男女双方の意見を幅広く取り入れるため、防災会議等における女性委員の参画拡大を図ります。	危機管理室
52	自主防災組織等における女性の参画の促進	自主防災組織や避難所運営等における女性の参画を促進し、多様な世代・立場の女性の意見が適正に反映される機会や仕組み作りに努めるとともに、女性リーダーの育成を図ります。	危機管理室

施策2 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
53	女性の視点を取り入れた防災対策の推進	市が作成する地域防災計画や避難所運営マニュアル等に男女共同参画の視点を取り入れて作成し、市民や自治会等へ周知・啓発を図ります。	危機管理室

■方針2 地域における男女共同参画の推進

男女ともに地域活動への参画を促進するとともに、仕事との両立が図れるよう、地域での子育て支援の充実に努めます。また、ひとり親家庭や高齢者、外国人等あらゆる人が安心して地域で暮らせる環境を整備します。

指 標

項目名	現状値 (令和元年度)	数値目標 (令和12年度)
地域行事に男女共同で参加する市民の割合	26.8%	50.0%

施策1 地域・社会活動への参画促進

No.	事業名	事業内容	担当課
54	地域における活動の支援	自治会、地区社会福祉協議会、市民活動団体等において、女性に関心を持てるような役職作りや女性に関わりやすいような制度、組織作りに取り組み、男女が共に参画するため、地域・社会活動を支援し、促進します。	市民活動推進課 地域包括ケア課

施策2 地域における様々な子育て支援サービスの充実

No.	事業名	事業内容	担当課
55	子育て支援に関する情報提供の充実	子育てガイドブックや市のホームページ等を活用し、子育て世代包括支援センターの取り組みなど子育て支援に関する様々な情報提供を行います。	ネウボラ課
56	保育・子育て支援サービスの充実	安心して働きながら子育てができるよう保育園の整備を継続して行うとともに、多様な保育ニーズに応えるため、安心して子育てできる環境を整備します。	保育サポート課 保育施設課 ネウボラ課 生涯学習課
57	父親の子育て参加の推進	男性の子育て参加を促進し、男女平等の子育て環境を作るために、妊娠、出産、育児について父母が共に参加できる機会を提供します。	ネウボラ課

施策3 ひとり親家庭、生活困窮世帯等の親子が安心して生活できる環境づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
58	情報提供体制の充実	ひとり親家庭等に対するきめ細やかな就業支援のための情報提供や生活環境を整備するための総合的な支援、経済的な支援を行うために必要な要件の周知を行います。	ネウボラ課 保育サポート課
59	相談体制の充実	ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制を整備します。	ネウボラ課
60	学習支援や進路選択に関する支援の充実	家庭の経済状況等によって、子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないように、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行います。	学校教育課 地域包括ケア課

施策4 高齢者・介護・障害者等が安心して暮らせる環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
61	相談・情報提供体制の充実	生活全般に関わる様々な問題についての相談や、保険・医療・介護・福祉サービスの利用援助、情報提供等を行う総合的な相談・情報提供体制を整備し、高齢者や障害者の地域での生活を援助します。	長寿あんしん課 社会援護課

施策5 多言語に対応した生活環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
62	外国語による情報提供等の行政サービスの充実	外国人が安心して暮らせる環境の整備として、日常生活において必要な情報を、ふりがな付きの日本語や外国語で表記し、誰もが行政サービスを受けられる体制づくりを整備します。	総務人権課

■方針3 男女共同参画の推進体制の整備・強化

男女共同参画社会の実現において、行政の果たす役割は大きいことから、庁内における連携体制の強化に努めるとともに、和光市男女共同参画推進条例等の周知等を行い、率先して男女共同参画を推進します。

指 標

項目名	現状値 (令和元年度)	数値目標 (令和12年度)
和光市男女共同参画推進条例を「知っている」人の割合	36.1%	70.0%

施策1 男女共同参画行政の推進【重点項目】

No.	事業名	事業内容	担当課
63	和光市男女共同参画推進条例についての周知	パネル展の開催等において、和光市男女共同参画推進条例の周知に努めます。また権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等について、周知を行います。	総務人権課

施策2 庁内における男女共同参画推進体制の強化

No.	事業名	事業内容	担当課
64	庁内連絡会議を通じた相互の連絡調整及び総合的な施策の推進	男女共同参画庁内連絡会議を通じて、関係各課との連携を図り、全庁的に男女共同参画推進体制を強化します。	総務人権課